

那珂川市総合計画

笑顔で暮らせる自然都市なかがわ

～これからも住み続けたい協働のまちを目指して～

NAKAGAWA CITY MASTER PLAN

2021-2030



令和3年3月　那珂川市



ごあいさつ

この度、那珂川市として初めての「那珂川市総合計画」（計画期間：令和3（2021）年度から令和12（2030）年度まで）を策定いたしました。

第5次那珂川町総合計画後期基本計画策定から5年の期間中、平成28（2016）年3月に安徳大塚古墳国指定史跡指定、同年4月に療育センター「にじいろキッズ」開館、平成30（2018）年3月に五ケ山ダム竣工、そして、同年10月1日の市制施行など、那珂川市は大きな変革を遂げたところです。

今後10年間のまちづくりの指針となる那珂川市総合計画策定に際し、本市の将来のあり方を展望する中で、時代の潮流を大局的に見定め、本市の特性を活かしたまちづくりを推進するため、団体、市内小・中学生など市民の皆さまから頂いた「笑顔」・「安全・安心」・「自然」などの本市への想いを基に、新たな将来像を「笑顔で暮らせる自然都市なかがわ」とし、皆さまが笑顔で安心して暮らせるまちづくりの実現に向けた本計画を策定いたしました。

また、将来像の副題に「これからも住み続けたい協働のまちを目指して」を設定し、市民、団体、事業者の皆さまと協働で持続可能なまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

現在、少子高齢化の進行と人口減少社会の到来、新型コロナウイルス感染症や自然災害の多発化などの様々な課題があります。これら社会経済状況をしっかりと受け止め、「変革と発展」を目指した取組の次のステップとなる「進化するまちづくり」を目指し、さらなる発展に取り組んでまいります。特に、次世代を担う子どもたちの健全な育成を支えていくため、子育てしやすい環境整備や教育施策の充実、高齢になっても活き活きと生活ができ、活躍できる地域づくりなど、本市の将来を見据えた市民サービスを提供することで、本市が魅力ある選ばれる自治体になることを目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提案いただきました那珂川市総合計画審議会、市議会議員の皆さま、市民意識アンケート及び市民シンポジウムなどに参画いただきました皆さまに心から感謝申し上げます。

令和3年4月

那珂川市長　武末　茂喜

目次

■第1部　序論
第1章　総合計画の概要……1
第2章　那珂川市の現状……5
第3章　那珂川市を取り巻く社会情勢……7

■第2部　基本構想
第1章　まちづくりの将来像／施策大綱……11

■第3部　基本計画
第1章　将来人口……19
第2章　地方創生の推進……21
第3章　SDGsのまちづくり……23
第4章　基本計画……25
施策大綱1　支え合い、安心に暮らせるまちづくり……29
施策大綱2　誰もが学び、育むまちづくり……43
施策大綱3　自然と調和した快適に暮らせるまちづくり……51
施策大綱4　自然の豊かさを感じるまちづくり……61
施策大綱5　地域の資源を活かした活力あふれるまちづくり……67

資料編
1　那珂川市総合計画策定体制……75
2　那珂川市総合計画策定経過……77
3　那珂川市総合計画審議会……78
4　市民参画……82
5　語句解説集……87



第1部 序論

第1章 総合計画の概要
第2章 那珂川市の現状
第3章 那珂川市を取り巻く社会情勢

NAKAGAWA
SMILE

第1章　総合計画の概要

1　計画策定の背景と目的

本市は、平成30（2018）年10月1日に市制施行し、「那珂川市」として新たな歩みを始めました。

那珂川市総合計画（以下、本計画）は、市制施行後初めての総合計画となります。

本市は、平成23（2011）年に、令和2（2020）年度を目標年度とする第5次那珂川町総合計画を策定し、「自然と人がとけあう　活力あふれるまち　なかがわ　～「ずぅーっと住みたい」まちを目指して～」を将来像に掲げ、各施策を推進してきました。

この間、全国的な人口減少・少子高齢社会の本格的な到来、*ＡＩや*ＩｏＴなどに代表される技術革新、大規模な風水害の多発化や新型コロナウィルス感染症などの新たなリスクの発生など、本市を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。

こうした中、持続可能な行政運営と本市の一体感を醸成する協働のまちづくりの視点にたち、子育て支援の充実や自然と都市との共生など、多様化する市民ニーズに対応した住みやすいまちづくりに取り組むため、令和3（2021）年度から10年間を計画期間とする那珂川市総合計画を策定しました。

2　総合計画の性格と役割（基本方針）

（1）総合的かつ計画的な市政運営を図り、もってまちづくりの着実な推進に資する計画

市政の最上位計画として、総合的な視点から市政運営の指針を示し、各施策の成果指標を設定し、施策の着実な推進を図る計画とします。

（2）社会経済情勢を踏まえた計画

人口減少や少子高齢化、多発化する自然災害や感染症の発生など本市を取り巻く社会経済情勢の変化や*ＳＤＧｓや*Ｓｏｃｉｅｔｙ５.０、*国土強靭化など、新たな国の政策動向などを踏まえた市政運営を示す計画とします。

（3）市民の誰もが分かりやすい計画

市民にも目指す指針を共有できるよう、わかりやすく、見やすい計画とします。

（4）市の特性を活かした計画

今後の想定される地域課題に対して、本市の特性を活かした施策の展開により、活性化を図る計画とします。

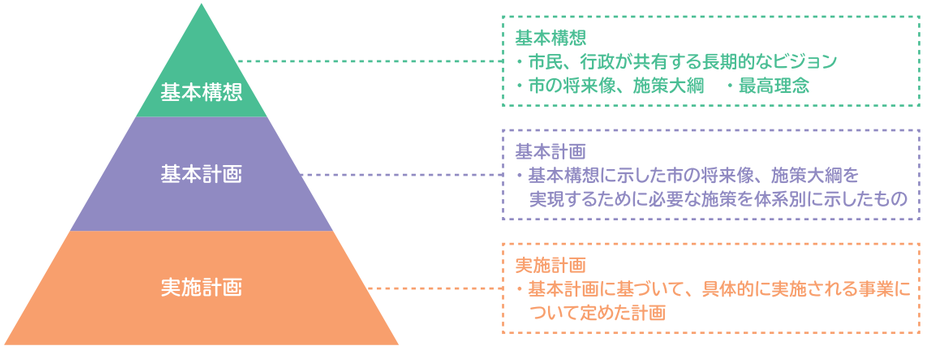
（5）計画期間10カ年の計画

10年間の市の動向を分析し、長期的な視野から市政運営の指針となる計画とします。

3　総合計画の構成・期間

本計画は、基本構想と基本計画、実施計画により構成し、それぞれの役割と計画期間は左記のとおりです。

●総合計画の構成



●総合計画の期間

◆基本構想：10年間［R3（2021）年度～R12（2030）年度］
◆基本計画：5年間［R3（2021）年度～R7（2025）年度］
◆実施計画：3ヵ年のローリング方式

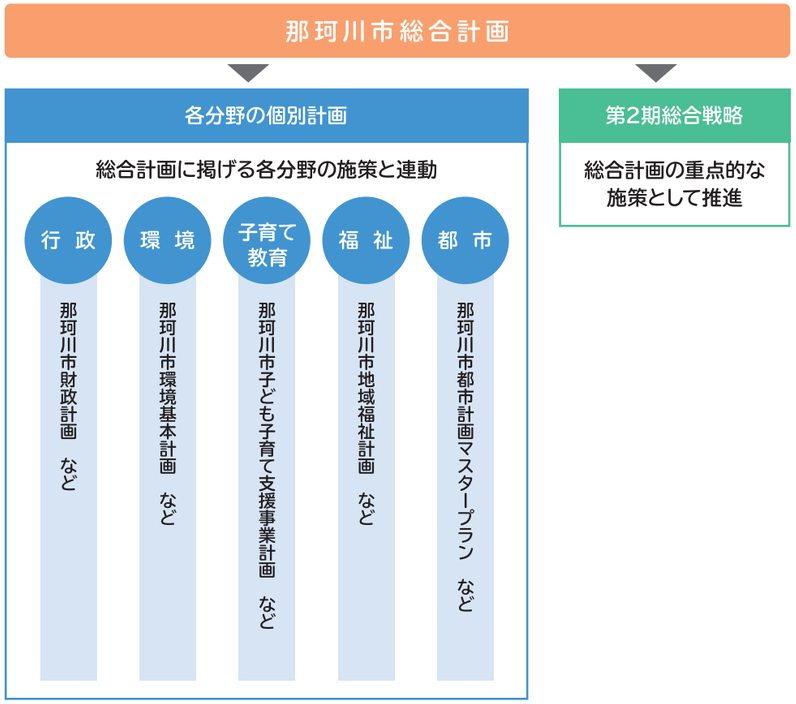
	前期					後期				
	R3（2021）	R4（2022）	R5（2023）	R6（2024）	R7（2025）	R8（2026）	R9（2027）	R10（2028）	R11（2029）	R12（2030）
基本構想	計画期間（10年間）									
基本計画	前期基本計画（5年間）					後期基本計画（5年間）				
実施計画	実施計画（3ヵ年のローリング方式）									

4　総合計画とその他の計画との関連性

令和2（2019）年度を計画初年度とした「第2期那珂川市まち・ひと・しごと創生―人口ビジョン・総合戦略」（以下、第2期総合戦略）における、地方創生を推進する施策は本市の総合的な戦略に位置づけられることから、本計画の重点的な施策として計画に反映し取り組みます。

その他、各分野の個別計画の具体的な取組については、本計画に掲げるそれぞれの分野の施策と連動し取り組みます。

●那珂川市総合計画とその他の計画との関連性



5　市民の安全なまちづくり（那珂川市国土強靭化地域計画）

国は、大規模自然災害などに備えた国土の全域にわたる強靭な国づくりに向けて、その指針となる「国土強靭化基本計画」を策定し、被害が致命的なものにならず迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築するための取組を推進しています。この計画に基づき、都道府県や市町村においても各地域計画として策定し、社会基盤の強靭化に向けた基盤整備を行う必要があるため、本市におきましても、「那珂川市国土強靭化地域計画」を策定します。

なお、本市の国土強靭化地域計画は、本計画における施策との整合性、関連性を持たせることにより、各分野の個別計画の国土強靭化に関する指針とし、強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていくこととします。

●那珂川市国土強靭化地域計画の基本目標と推進

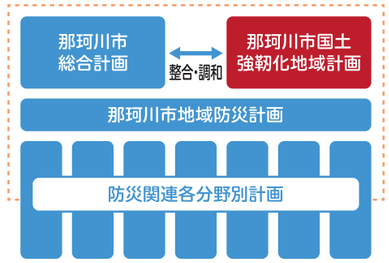
基本構想におけるまちの将来像『笑顔で暮らせる自然都市なかがわ～これからも住み続けたい協働のまちを目指して～』を掲げる本市の強靭化を推進するため、「国土強靭化基本計画」及び「福岡県国土強靭化地域計画」を踏まえ、基本目標として次の４項目を設定します。

基本目標
①人命の保護が最大限図られること
②市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
④迅速な復旧復興が図られること

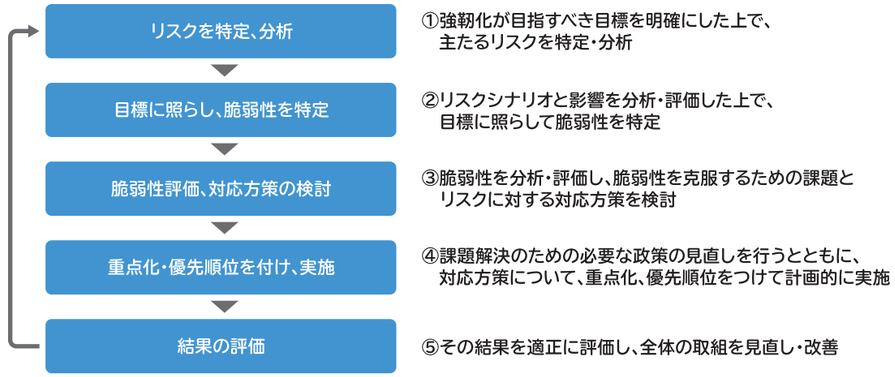
推進にあたっては、市民や関係機関との協働により進めるとともに、庁内関係各課の横断的な推進体制を図り、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて取り組みます。

また、成果指標による進捗管理を通じて、必要な事業の見直しを行うなど効果的に推進します。

●那珂川市総合計画との関連イメージ図



●国土強靭化計画進捗イメージ



6　土地の有効活用（那珂川市都市計画マスタープラン）

「那珂川市都市計画マスタープラン」は、都市計画法に基づく都市計画に関する基本的な方針を示す計画で、令和３（2021）年度に新たな計画が策定され、これからの都市づくりのを示す計画を策定しました。

●那珂川市都市計画マスタープランの目指す方向

◆土地利用区分（整備・保全）の明確化とコンパクトな市街地形成

豊かな自然環境を保全するとともに、都市機能が集積した高質でコンパクトな市街地を維持・形成するために区域区分 を保持します。加えて、立地適正化計画に基づいて、中心拠点及び行政・福祉拠点に市街地の魅力を向上させる機能（誘導施設）を誘導し、「まちの質を高める拠点の形成」による市街地の利便性の向上を図ります。

また、中心拠点内の土地の高度利用を促進するとともに、将来的な都市的土地利用の需要を勘案しながら、計画的な新市街地の創出について検討します。

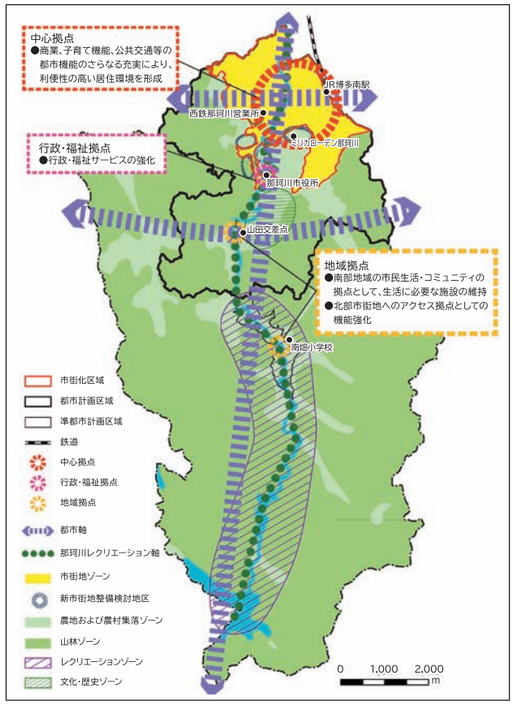
◆拠点機能の強化とネットワークの維持・充実

市内に配置された拠点機能の強化とあわせて、拠点にアクセスするためのネットワークの維持・充実を図ります。

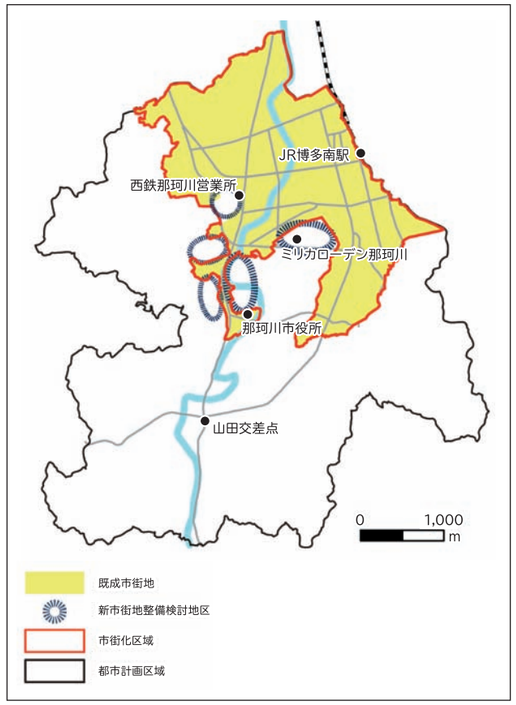
◆市南部における生活利便性の維持・向上

市街化調整区域や都市計画区域外においても利便性の高い暮らしを確保するため、地域拠点に日常生活に必要な都市機能を維持・誘導するとともに、拠点にアクセスするためのネットワークを維持します。

●将来都市構造図



●新市街地整備検討地区



第2章 那珂川市の現状

1 那珂川市の概要

本市は、福岡市の都心部から南に13㎞に位置し、南北14.5㎞、東西6.2㎞、総面積74.95㎢の市域を有しています。東部は春日市、大野城市、筑紫野市、北西部は福岡市に接し、南部は佐賀県に接しています。

市域の大半を占める南部の背振連山は、背振雷山県立自然公園に指定され、ここを源に発する那珂川とともに、豊かな自然が形成されています。一方、北部は平野部が広がり、福岡市や春日市に連なる市街地を形成しており、市の人口の大部分が集中しています。

交通環境としては、市内を縦貫する国道385号が福岡市から佐賀県などを結ぶ主要路線となっています。また、公共交通では、JR博多南駅が隣接しており、博多駅まで8分という利便性の高いJR博多南線の利用が多くなっています。

2 人口・世帯・産業構造

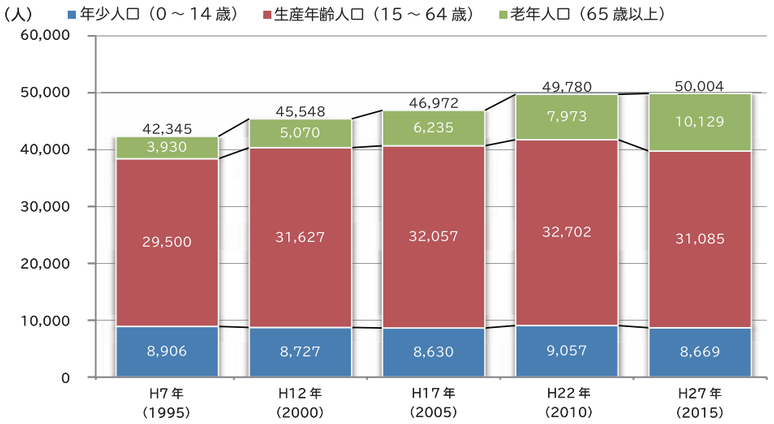
（1）人口の推移

本市の総人口は、昭和50（1975）年以降、急速に人口増加が進み、住民基本台帳でみると平成26（2014）年に5万人に達しました。その後、平成27（2015）年以降5万300人前後で横ばいの傾向が続いています。

年齢3区分人口の推移を国勢調査でみると、老年人口の増加が進んでおり、平成27（2015）年の調査では、高齢化率が20%を超えています。

平成27（2015）年の国勢調査でみると、市街地のDID（人口集中地区）の人口は急速な増加が進んでおり、市全域の人口を占める割合が高くなっています。一方、中山間部では、人口減少が続いており、市街地と中山間部の人口格差が広がっています。

●年齢３区分人口の推移（国勢調査）



●DID（人口集中地区）人口の推移と市全域における割合（国勢調査）

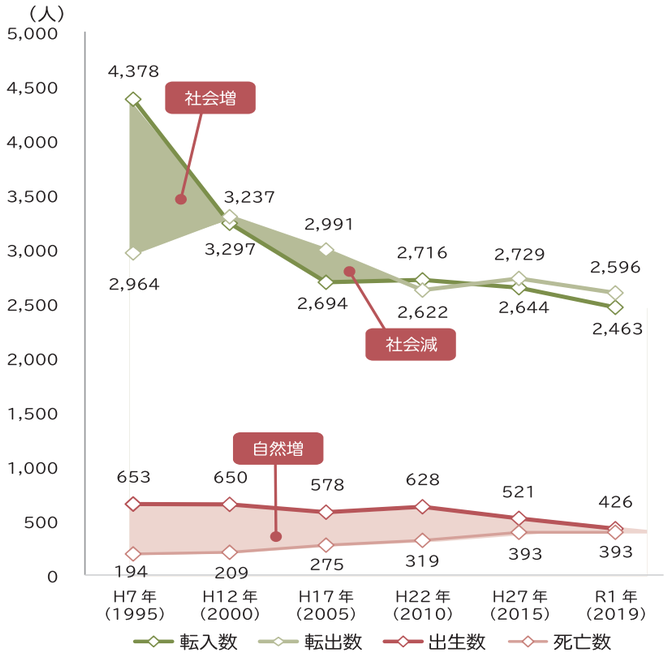
	市全域			DID（人口集中地区）				
	人口（人）	面積（km²）	人口密度（人／km²）	人口（人）	全域に占める割合（%）	面積（km²）	全域に占める割合（%）	人口密度（人／km²）
H7(1995)	42,345	74.99	564.7	32,515	76.8	5.0	6.7	6,555.4
H12(2000)	45,548	74.99	607.4	35,825	78.7	5.12	6.8	6,997.1
H17(2005)	46,972	74.99	626.4	37,808	80.5	5.32	7.1	7,106.8
H22(2010)	49,780	74.99	663.8	41,774	83.9	5.56	7.4	7,513.3
H27(2015)	50,004	74.95	667.2	42,236	84.5	5.52	7.4	7,651.4

（2）人口動態の推移

本市の*自然動態は、20～30代の人口増加を背景に出生数が死亡数を上回る自然増を継続しています。出生数は直近では微減傾向にあります。

本市の*社会動態は、平成12（2000）年以降は転出数が転入数を上回る社会減の傾向にありましたが、近年は転入数、転出数が均衡している状況となっています。

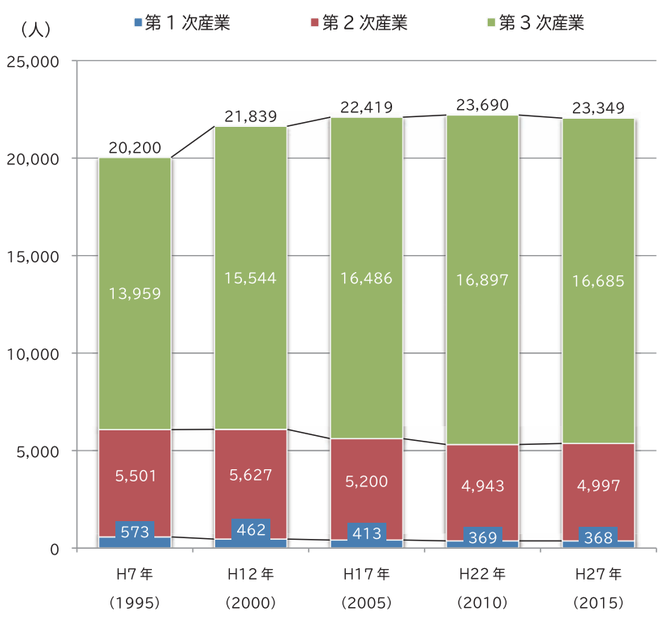
●人口動態の推移（総務省住民基本台帳報告）



（3）就業人口の推移

本市の就業人口は、これまで増加傾向にありましたが、近年は横ばいになっています。第3次産業は全体の7割以上を占めており、第1次産業は減少が続き、平成27（2015）年の国勢調査では368人となっています。

●産業分類別人口の推移（国勢調査）



第3章 那珂川市を取り巻く社会情勢

1 人口減少と少子高齢社会の進行

国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）が平成30（2018）年に公表した将来推計人口によると、日本の将来人口は、平成27（2015）年の1億2，709万人から令和47（2065）年には8，808万人と、今後50年間でおよそ3割減少するものと推計されています。高齢化率は平成27（2015）年の26・6％から、団塊の世代が75歳以上になる令和7（2025）年には30・0％、令和47（2065）年には38・4％に上昇するものと推計されています。

このような人口減少・少子高齢社会の到来は、働き手である生産年齢人口の減少、それに伴う経済規模の縮小、社会保障制度と財政の持続可能性のリスクの高まり、社会の活力低下など、深刻な課題が拡大することが懸念されています。国では、人口減少などを克服し、将来にわたって地域社会を維持していくため、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を地方自治体に促し、国・地方の総力を挙げて地方創生に向けた総合的な取組を進めています。

2 働き方の多様化、共生社会の推進

人口減少、少子高齢化が進行する中、女性や高齢者などの就業機会が増加しており、多様な働き方を選択できる社会を実現し、より良い将来展望を持てる社会を、*ワーク・ライフ・バランスと多様で柔軟な働き方を実現するような取組が求められています。

また、日本に在住する外国人は、平成30（2018）年6月末で過去最高の約264万人と年々増加しており、外国人材の受入れを拡大するための改正出入国管理法の施行により、今後、ますます増加していくことが見込まれています。外国人であることはもとより、障がいがあること、高齢であることなどに関わらず、多様な文化、特性、価値観を持つ人々が、ともに安心して暮らしていくためには、すべての人が互いを尊重し、支え合う共生社会の実現が求められています。

3 持続可能な社会に向けたSDGsの推進

*SDGs（エスディージーズ）とは、平成27（2015）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のことで、令和12（2030）年を期限に持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標と、細分化された169のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標です。

国でも、平成28（2016）年に政府内にSDGs推進本部が設置され、SDGsの実施指針が決定されるなど、その達成に向けた推進が求められています。平成29（2017）年に閣議決定された、第2期総合戦略でも、地方自治体におけるSDGsの取組の推進が位置づけられています。

4 地域の安全・安心へ向けた取組

近年、集中豪雨、暴風雪や大規模地震など、気候変動の影響などによる気象の急激な変化や自然災害が頻発しています。また、令和2（2020）年の新型コロナウイルス感染症による*パンデミックは、日本をはじめ世界中の社会経済情勢に大きなダメージを与えました。

こうした想定できない自然災害や感染症の多発化・甚大化に加え、子どもや高齢者が狙われる事件やインターネットによる犯罪、高齢者ドライバーによる交通事故の増加などにより、日常生活における安全や安心に対する意識もこれまで以上に高まっています。

そのため、国では、法律に基づき*国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。また、地域においては、自助・共助・互助・公助、それぞれの意識や対応力を高めるとともに、相互の連携のための体制強化を図り、地域全体の防災・防犯力を向上させる取組を進めていくことが求められています。

5 情報通信技術の急速な進化によるSociety5・0の実現

*IoTや*AI、ロボットといった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術が進展しており、これらの技術革新をあらゆる産業や社会生活に取り入れることにより、様々な社会課題が解決できるよう、我が国では、狩猟・農耕・工業・情報に続く「第5の社会」を意味する*Society5・0の実現を目指しています。

*Society5・0で実現する社会は、*IoTですべての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、これらの課題や困難を克服することを想定しており、これまでの閉塞感を打破し、希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合える社会、一人ひとりが快適で活躍できる持続可能な地域社会となることが期待されています。

6 環境問題に対する意識の高まり

世界的な人口の増加や経済活動の拡大に伴う地球温暖化や生態系の破壊など、地球規模での環境問題の深刻化を背景として、環境への関心は高まりを見せており、再生可能エネルギーの利用や省エネルギーなどの取組も注目されています。

環境問題の根底には、社会経済活動や人々の生活スタイルの変化といった現代社会特有の要因があり、環境負荷の少ない循環型・低炭素社会を実現するため、地域、家庭、事業者および行政がそれぞれの立場で行動していくことが求められています。

7 社会資本の維持管理

道路・鉄道などの産業基盤や上下水道・公園・学校などの生活基盤、治山治水といった国土保全のための基盤などの社会資本（インフラ）の多くは、高度経済成長期に社会資本が集中的に整備され、建設から長期間経過していることから、今後急速に老朽化が進行すると想定され、維持管理費の増大が見込まれます。維持管理費の不足により、適切な維持管理が行われないことになれば、社会資本の機能不全により、人々の生活に影響を及ぼすおそれや、老朽化による事故や災害などを引き起こす可能性があり、社会資本を効率的かつ適切に維持管理することが求められます。



第2部 基本構想

第1章 まちづくりの将来像／施策大綱

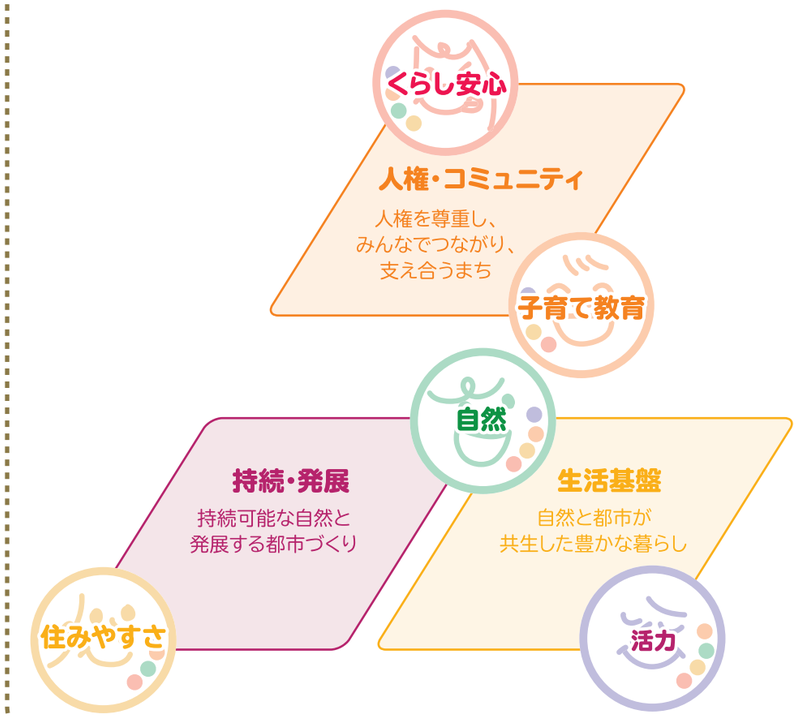
NAKAGAWA SMILE

第1章 まちづくりの将来像／施策大綱

まちづくりの将来像

笑顔で暮らせる自然都市なかがわ
～これからも住み続けたい協働のまちを目指して～

将来像への市民の「想い」をまちづくりにつなげていくため、将来像を構成するまちづくりテーマを5つに設定し、施策大綱の柱としてまとめています。



- 施策大綱 1　支え合い、安心に暮らせるまちづくり
- 施策大綱 2　誰もが学び、育むまちづくり
- 施策大綱 3　自然と調和した快適に暮らせるまちづくり
- 施策大綱 4　自然の豊かさを感じるまちづくり
- 施策大綱 5　地域の資源を活かした活力あふれるまちづくり

くらし安心
支え合い、安心に暮らせるまちづくり

現状

○市民のライフスタイルが多様化する中、地域活動への市民の関わり方は変化しており、従来型の地域コミュニティの希薄化が懸念されています。また、外国人労働者など、様々な価値観をもった市民の増加が予測され、*多文化共生の視点にたった社会の形成の重要性が高まっています。

○大規模地震や風水害など自然災害が多発化する中、災害に強いインフラ整備と市民の主体的な防災対策の重要性が高まっています。また、日常生活における犯罪や交通事故から守る防犯対策の必要性も高まっています。

○わが国の団塊世代が75歳を迎える令和7（2025）年に向けて、那珂川市においても高齢化が進み、一人暮らしや認知症の人など支援を必要とする高齢者、障がい者などが増加することが予測されます。誰もが住み慣れた地域の中で安心して暮らせるような仕組み「*地域包括ケアシステム」の構築が必要とされています。

○公的な福祉サービスを充実させることはもちろん、すべての市民がお互いに協力し、支え合いながら協働できる地域社会を目指しています。市民一人ひとりへの意識醸成を図ることで、地域福祉を向上させることが必要です。

○市民が生涯を通じて心豊かに暮らすためには、心身ともに健康であることが重要であり、市民が自らの健康に関心を持つとともに、個々の健康づくりがより一層促進されるよう、社会全体で支援する環境づくりが求められています。

目指す方向性

高齢者や障がい者など、すべての市民が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指し、自助力、共助力、互助力、公助力を高め、支え合い、助け合いのできる人づくり、地域づくりを進めます。

また、自然災害が多発化する中、市民一人ひとりが非常時の災害による被害をできるだけ少なくするよう日頃から備え、みんなで助け合って乗り越えていける、地域の防災力が高いまちづくりを進めます。

本施策の展開方針

■市民・団体・企業などの多様な主体が地域コミュニティの担い手として連帯し活動する環境を目指し、市民と行政がともに役割と責任を持ちながら協働したまちづくりを進めます。

■市民の生命や財産を守るため、地震や風水害など様々な自然災害、犯罪・事故に備え、災害に強いインフラ整備を進めるとともに、自助力、共助力、互助力、公助力を向上させ、防災・防犯に対する地域力の強化による安全、安心なまちづくりを推進します。

■医療・介護・福祉などの専門職が連携した地域包括ケア体制により、高齢者、障がい者などが安全、安心、健康で自立した生活を送ることができるまちを目指します。

■年齢や障がいの有無などに関わらず地域と共生できるまちを目指し、すべての市民が支え合い・助け合いの精神で自立を支援し、また地域社会への参加と参画で、共に生きる環境をつくります。

■各世代の健康意識を高め、市民の健康寿命の延伸を目指し、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組める環境づくりを推進します。

施策大綱2

子育て教育

誰もが学び、育むまちづくり

現状

○市民がお互いの尊厳を保ち、自他の大切さを認めることができる意識を醸成することで、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指しています。そのためには、現存する全ての差別の解消に向けた継続した取組が必要です。

○子ども達が地域とのふれあいを通じて健やかに成長できるよう、学校、家庭、地域が連携し子どもを育てる地域の教育力を高める必要があります。また、市民が地域で集い、学びあいながら学習成果を生かした活動を展開し、市民同士のつながり、交流を深める生涯学習・スポーツの環境づくりが求められています。

○学校教育については、基礎的な学力の向上や豊かな心の育成、体力の向上といった、「生きる力」の確実な育成を目指した、児童・生徒一人ひとりに応じたきめ細やかな取組を継続して推進するとともに、老朽化が進む施設・設備などの環境整備が求められています。

○全国的に少子化が進行している中、那珂川市も年少人口は減少傾向にあります。少子化抑制に向けて保育ニーズをはじめとした、妊娠期から子育て期までの総合的な支援によって、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりが求められています。

目指す方向性

市民一人ひとりが人権を尊重し合いながら、誰もが分け隔てなく、ともに学び、連携するまちづくりの輪を拡大します。

子育て世代のライフスタイルの多様化にあわせ、家庭だけではなく地域社会全体で子育てを行えるよう意識や環境を醸成し、那珂川市で子どもを産み育てることに安心と喜びを実感できるまちを目指します。

那珂川市の次世代の担い手となる子どもが健やかに育ち、社会を生き抜く力を学べるよう、学校、家庭、地域が連携した教育環境を充実します。

すべての市民が地域社会の中で学ぶ活動を通じて、将来にわたって住み続けたいまちを目指します。

本施策の展開方針

■市民一人ひとりが人間として尊重される真に豊かな社会の実現を目指し、あらゆる差別や偏見をなくす取組を推進するとともに、人権侵害を受けた市民への相談体制の充実を図ります。

■多様化する子育て環境に対応し、地域・行政が一体となった子育て支援を充実し、少子化対策に取り組みます。また、女性の社会進出が拡大する中、仕事と子育てを両立できる環境を支援するため、保育などのニーズに対応した環境整備に取り組みます。

■自ら学び、考え、判断し、行動する力を育てる質の高い教育活動により、「生きる力」を育む人づくりを目指します。また、児童・生徒一人ひとりを大切にしたきめ細やかな教育の体制づくりを進め、安全安心で快適な教育環境を創出します。また、経済的困窮をはじめ生活に不安を抱える子どもとその家庭への支援、いじめや不登校対策の推進など、子どもが等しく学べる環境を整備します。

■すべての市民が、生涯を通じて、自分らしく主体的に地域活動に関わることができる環境を整備し、活動を通じて市民の人や地域との絆を深めるとともに、まちづくりを担う人づくりにつなげていきます。

施策大綱3

住みやすさ

自然と調和した快適に暮らせるまちづくり

現状

○那珂川市では、利便性の高い市街地と豊かな自然が調和した都市景観をつくってきました。今後も、長期的な視点で那珂川市の振興・発展を捉えた計画的な土地利用を進めていくことが求められています。

○道路交通環境の整備は、市民の暮らしの利便性を支える都市基盤であり、今後も安全な道路網の整備、市民ニーズを踏まえた公共交通ネットワークの維持・確保が求められています。

○市民の快適な生活環境を維持するため、都市公園などの市民が自然に親しめる憩いの場の充実、安定した上水道の供給、衛生的で快適な生活環境を継続的に提供できる下水道の維持・管理が求められています。

○社会構造の変化や市民ニーズが多様化する中、市民満足度の向上につながる質の高い行政サービスを提供していくため、行政経営の視点に立った、合理的な行政運営が求められています。

目指す方向性

市民の暮らしの中で豊かな自然を身近に感じながら、利便性の高い都市機能を実感できる、自然都市にふさわしいバランスのとれた快適な生活環境・都市環境づくりを目指し、新たな都市空間の整備、道路交通ネットワークの機能向上、安全、安心な衛生環境の維持・管理を進めます。

また、効率的な行政運営の推進と健全な財政基盤を確立します。

本施策の展開方針

■自然と調和のとれた都市景観を創出するとともに、各地区の特性に応じた拠点機能の強化・連携を目指します。また、利便性の高い市街地中心部内の土地の高度利用促進を図ります。

■市民の移動手段であるJR博多南線とバスが相互に連携した公共交通ネットワークを形成するとともに、新たな時代に対応した交通体系の構築を目指します。また、円滑な移動に必要な道路網の充実を目指します。

■市民の憩いの場である、自然とふれあう公園環境を充実するとともに、良好な上下水道環境、衛生環境などの維持・管理による安全で快適な暮らしの実現を目指します。

■限りある経営資源で、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズを的確にとらえた柔軟な行政運営を進めるために、行政運営の効率化や行政の経営力を強化し、市民目線に立った質の高い行政サービスを実現します。

施策大綱4

自然

自然の豊かさを感じるまちづくり

現状

○那珂川市は、福岡都市圏にありながら、豊かで美しい山・川・農村風景に恵まれた環境を有しており、市民にとってまちの住み良さを象徴する、かけがえのない資源となっており、今後も市民とともに自然を守り、活かす取組が求められています。
○地球温暖化などの地球規模の環境問題が顕在化する中、ごみ問題など、市民・企業などがそれぞれの立場での環境への配慮が課題となっており、省エネルギーやリサイクルなど、市民一人ひとりの取組が求められています。
○第1次産業の担い手は高齢化などにより、人口減少が進んでおり、新たな担い手の育成・確保や獣害対策と合わせ、安定した就労環境の創出が求められています。

目指す方向性

自然環境とともに暮らす豊かさを市民一人ひとりが共有し、それぞれの立場から環境保全活動などを通じて、自然を大切に守り、育て、さらに魅力を引き出していくことで、まちの自然、環境のすばらしさをさらに高め、誇れるまちを目指します。

本施策の展開方針

■まちの緑、水などの自然資源を次代に受け継いでいくため、森林・農地の保全・再生に取り組むとともに、自然資源の有効活用などにより、自然を守る活動が持続できる社会をつくるための取組を推進します。
■市民一人ひとりが、まち全体の環境を守り、美しいまちをつくるという意識を啓発し、身近な暮らしの中でのごみ減量化や省エネルギーなど、市民の環境保全活動を促進します。
■農林業従事者は豊かな農地や森林を保全する担い手であり、持続できる農林業の発展を目指し、安定した従事者の育成を図ることと合わせ、有害鳥獣対策など安心して従事できる環境・体制整備を行い、地元農産物・産材の地産地消の推進・活用などによって、市民がまちの農林業を守り、育てる意識を高めます。

施策大綱5

活力

地域の資源を活かした活力あふれるまちづくり

現状

○那珂川市の商工業は小売・卸売業、製造業が中心となっていますが、事業者の経営基盤の強化や後継者の確保などが課題となっています。
○豊かな自然などの地域資源を活かした観光振興として、五ケ山クロスを中心としたアウトドア拠点施設整備のほか、民間企業や周辺自治体と連携した取組を進めていますが、市外の人々とのつながり（*関係人口）及び交流人口の拡大に向け、更なる観光の振興が望まれています。
○博多南駅前ビルを拠点に、新たな人の流れを創出、働く場の提供により、様々な人々が交流しています。今後も、市民の主体的な活動などの支援が求められています。
○文化・芸術活動は、感動や安らぎをもたらすだけでなく、感性や創造力を育み、市民生活を豊かにできることから、市民の文化・芸術活動の場を整備するとともに、多くの活動団体の継続的な支援が求められています。

目指す方向性

時代に対応した活力のあるまちを牽引する力強い産業を育てるため、地域資源を活かした起業家の育成や多様な働き方に対応した企業環境づくりの支援を進めます。
豊かな自然などの地域資源を活かした観光振興による交流拡大を目指し、市外の人々との関わりを深め、那珂川市とのつながり（*関係人口）を増やすことで、那珂川市の魅力・知名度向上及び地域経済の活性化を図ります。
また、郷土の歴史や文化に触れる機会を充実させ、ふるさとに対する愛着や誇りを育くむことを目指します。
さらに、博多南駅前ビルなどを拠点にし、多種多様な人々が交流できるまちづくり活動を充実させるため、市民の主体的な活動を継続して支援します。

本施策の展開方針

■豊かで潤いのある市民生活の実現を目指し、市内経済を活性化させる地場産業の*イノベーション支援や企業誘致、起業支援による新規産業の創出など、商工業の発展を図る取組を推進します。
■まちの山や川、田畑など那珂川市が誇る豊かな自然を最大限活用し、体験型観光商品やイベントを展開することで、市の魅力を向上させるとともに、観光情報を効果的に発信することにより観光入込客数の増加を目指します。
■文化・芸術活動に関わることができる環境を整備し、歴史遺産を守り伝える地域づくりに取り組みます。
■博多南駅前ビルなどを拠点に、市民の主体的な活動や多種多様なネットワークの構築を支援し、市民の那珂川市に対する誇りや愛着を醸成します。



第3部　基本計画

第1章　将来人口
第2章　地方創生の推進
第3章　SDGsのまちづくり
第4章　基本計画

NAKAGAWA
SMILE

第1章 将来人口

1 那珂川市の人口動向と人口推計

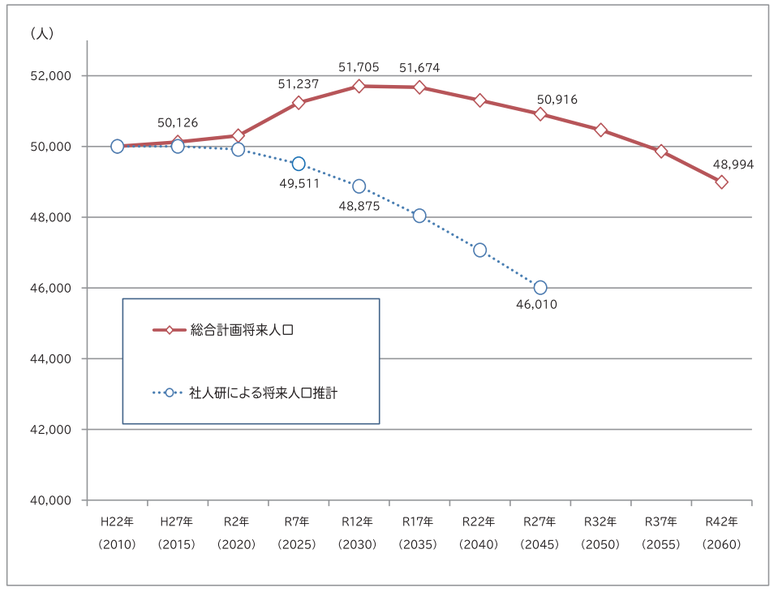
本市の総人口（住民基本台帳人口）は、昭和50（1975）年以降、急速に人口増加が進み、平成26（2014）年に5万人に達しました。その後、平成27（2015）年以降、5万300人前後で横ばいの傾向が続いています。

社人研の「日本の地域別将来人口推計（平成30（2018）年推計）」による総人口の推計によれば、今後は減少傾向が続くと予測され、令和12（2030）年には、48，875人まで減少すると推計しています。

2 総合計画の性格と役割

本計画では、満足度の高い子育て支援の環境づくりと都市開発による都市圏からの若年層・若年世帯の移住を促進することで、合計特殊出生率2.07を目指し、中・長期的な人口の展望として、令和12（2030）年には51，705人を将来人口として設定します。

●社人研の将来人口推計と那珂川市総合計画の将来人口



第2章 地方創生の推進

1 総合計画と地方創生

全国的に人口減少社会の到来、東京への一極集中などが問題とされる中、国の示す「地方創生」の実現に向け、「第2期総合戦略」は、令和元（2019）年度に策定しました。

第2期総合戦略は、長期的な視点に立って、人口減少・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、本市の特性を活かした自立的で持続的な社会を創生することを目的とするものです。

本計画では、第2期総合戦略の示す地方創生の施策を重点施策に位置づけ、総合戦略と一体となって推進を図ります。

●第２期総合戦略の基本目標

- 1.稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする【就労機会の創出と多様化】
  - 起業サポートと交流の場を提供する
  - 農業に関する新たな働く場の創出、働く場の拡大と安定、U・I・Jターン移住者の誘導による就農促進
  - 林業サイクルの確立と山林資源活用による里地・里山の景観形成を強化する
- 2.地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる【豊かな自然環境・田園環境を活用した新しい人の流れの創造】【中山間地域の振興】
  - 都市圏からの新しい人の流れをつくり地域資源を活かした観光を開発する
  - 地域資源を活かした「農あるくらし」の拠点形成、市外からの交流の促進
  - 移住・定住の環境づくりを強化する
- 3.結婚・出産・子育ての希望をかなえる【子育て世帯にもやさしい様々なサービスの支援】
  - 都市圏からの若年層・若年世帯の移住を促進する
- 4.ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる【まちの魅力がわかりやすい骨格・戦略的小拠点の形成】
  - 市街地・住宅地の*ブランディングを行う
  - 新たな提案制度の構築と協働*コーディネーション体制の整備

●第２期総合戦略と総合計画前期基本計画における重点施策の位置づけ

第２期総合戦略の位置づけ（基本目標／主な施策）	総合計画基本計画の位置づけ（基本施策／施策の概要）	該当ページ
1．稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする		
■起業サポートと交流の場を提供する	施策 5-1-2　新たな起業の育成支援	P.68
■農業に関する新たな働く場の創出、働く場の拡大と安定、U・I・J ターン移住者の誘導による就農促進 ■林業サイクルの確立と山林資源活用による里地・里山の景観形成を強化する	施策 4-3-1　農業の振興 施策 4-3-2　林業の振興	P.66
2．地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる		
■都市圏からの新しい人の流れをつくり地域資源を活かした観光を開発する	施策 5-1-3　地域資源を活かした観光の開発	P.68
■地域資源を活かした「農あるくらし」の拠点形成、市外からの交流の促進 ■移住・定住の環境づくりを強化する	施策 5-3-1　「農ある暮らし」の拠点形成と那珂川市外からの交流の促進 施策 5-3-2　移住・定住の環境づくりの強化 施策 5-3-3　幅広い人材の交流拡大によるまちづくりの活性化	P.72
3．結婚・出産・子育ての希望をかなえる		
■都市圏からの若年層・若年世帯の移住を促進する	施策 2-2-1　子ども・子育て世帯への支援	P.46
4．ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる		
■市街地・住宅地の*ブランディングを行う	施策 3-1-1　賑わいある都市空間の形成	P.52
	施策 3-2-2　公共交通網の整備	P.54
■新たな提案制度の構築と協働*コーディネーション体制の整備	施策 1-1-2　多様な主体をつなぐ体制の整備	P.30

第3章 SDGsのまちづくり

＊SDGsとは、平成27（2015）年の国連サミットにおいて採択されたもので、「持続可能な開発目標」として、貧困や飢餓、さらには気候変動や平和など広範な分野にわたって17の目標が設定されています。その理念は「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、開発途上国のみならず先進国も含めすべての国や関係者の役割を重視し、経済・社会及び環境の3領域を不可分なものとして調和させる統合的取組について合意されたものです。

本計画では、この誰一人取り残さない社会の実現を目指すSDGsの理念を踏まえ、本市の実情に応じたSDGsの目標を取り入れた持続可能な社会づくりを目指し、各施策に関連するSDGsを示し、市民、団体、企業、行政がともにSDGsを推進する目標として「みんなでアクション！SDGsのまちづくり」を設定しています。

■ SDGsの17の目標



●SDGsの目標から見た、総合計画基本計画の施策一覧

SDGsの目標と考え方	施策大綱	基本施策
1.貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ	施策大綱1「支え合い、安心に暮らせるまちづくり」	5　市民が健康に暮らせる環境をつくる
3.すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する	施策大綱1「支え合い、安心に暮らせるまちづくり」	3　高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らせる環境をつくる
		4　地域が支え合う社会、誰もがともに暮らせる社会をつくる
		5　市民が健康に暮らせる環境をつくる
	施策大綱2「誰もが学び、育むまちづくり」	2　安心して出産、子育てできるまちをつくる
		3　健やかで「生きる力」を持った子どもが育つまちをつくる
		4　市民一人ひとりが生涯学習やスポーツに参加しやすい環境をつくる
4.質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	施策大綱2「誰もが学び、育むまちづくり」	3　健やかで「生きる力」を持った子どもが育つまちをつくる
		4　市民一人ひとりが生涯学習やスポーツに参加しやすい環境をつくる
	施策大綱5「地域の資源を活かした活力あふれるまちづくり」	2　歴史・文化・芸術を通じた多彩な交流を広げる
5.ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー（性別）の平等を達成し、すべての女性と女児の社会的権利向上を図る	施策大綱2「誰もが学び、育むまちづくり」	1　多様な市民の人権を尊重した社会をつくる
		2　安心して出産、子育てできるまちをつくる
6.安全な水とトイレを世界中に すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する	施策大綱3「自然と調和した快適に暮らせるまちづくり」	3　安全で快適な生活環境をつくる
8.働きがいも経済成長も すべての人々のための包括的かつ持続可能な経済成長、雇用及び働きがいのある仕事づくりを推進する	施策大綱1「支え合い、安心に暮らせるまちづくり」	1　市民による地域力を発揮できる協働社会を推進する
		3　高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らせる環境をつくる
	施策大綱4「自然の豊かさを感じるまちづくり」	3　自然資源を活かした農林業を振興する
	施策大綱5「地域の資源を活かした活力あふれるまちづくり」	1　地域の経済・雇用を支える産業を創出・育成する
9.産業と技術革新の基盤をつくろう 強靭なインフラを整備し、持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る	施策大綱4「自然の豊かさを感じるまちづくり」	3　自然資源を活かした農林業を振興する
	施策大綱5「地域の資源を活かした活力あふれるまちづくり」	1　地域の経済・雇用を支える産業を創出・育成する
10.人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の不平等を是正する	施策大綱1「支え合い、安心に暮らせるまちづくり」	5　市民が健康に暮らせる環境をつくる
	施策大綱2「誰もが学び、育むまちづくり」	1　多様な市民の人権を尊重した社会をつくる
		2　安心して出産、子育てできるまちをつくる
	施策大綱3「自然と調和した快適に暮らせるまちづくり」	4　市民目線に立った行政運営を推進する
11.住み続けられるまちづくりを 都市を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする	施策大綱1「支え合い、安心に暮らせるまちづくり」	1　市民による地域力を発揮できる協働社会を推進する
		4　地域が支え合う社会、誰もがともに暮らせる社会をつくる
	施策大綱3「自然と調和した快適に暮らせるまちづくり」	1　自然と調和した快適な都市基盤をつくる
		2　地域を結ぶ安全・便利な道路交通ネットワークをつくる
		3　安全で快適な生活環境をつくる
	施策大綱5「地域の資源を活かした活力あふれるまちづくり」	3　地域とつながりを築き、交流するまちをつくる
12.つくる責任　つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する	施策大綱4「自然の豊かさを感じるまちづくり」	2　環境に配慮した地域社会をつくる
13.気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る	施策大綱1「支え合い、安心に暮らせるまちづくり」	2　市民の安全な暮らしを守るまちを実現する
	施策大綱4「自然の豊かさを感じるまちづくり」	1　豊かな自然環境を受け継ぎ、活かす社会をつくる
		2　環境に配慮した地域社会をつくる
15.陸の豊かさも守ろう 森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び逆転、並びに生物多様性の損失の阻止を図る	施策大綱3「自然と調和した快適に暮らせるまちづくり」	1　自然と調和した快適な都市基盤をつくる
		3　安全で快適な生活環境をつくる
	施策大綱4「自然の豊かさを感じるまちづくり」	1　豊かな自然環境を受け継ぎ、活かす社会をつくる
		3　自然資源を活かした農林業を振興する
	施策大綱5「地域の資源を活かした活力あふれるまちづくり」	1　地域の経済・雇用を支える産業を創出・育成する
		3　地域とつながりを築き、交流するまちをつくる
17.パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化する	施策大綱1「支え合い、安心に暮らせるまちづくり」	1　市民による地域力を発揮できる協働社会を推進する
		2　市民の安全な暮らしを守るまちを実現する
		3　高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らせる環境をつくる
		4　地域が支え合う社会、誰もがともに暮らせる社会をつくる
	施策大綱2「誰もが学び、育むまちづくり」	4　市民一人ひとりが生涯学習やスポーツに参加しやすい環境をつくる
	施策大綱3「自然と調和した快適に暮らせるまちづくり」	2　地域を結ぶ安全・便利な道路交通ネットワークをつくる
		4　市民目線に立った行政運営を推進する
	施策大綱4「自然の豊かさを感じるまちづくり」	2　環境に配慮した地域社会をつくる
	施策大綱5「地域の資源を活かした活力あふれるまちづくり」	1　地域の経済・雇用を支える産業を創出・育成する
		2　歴史・文化・芸術を通じた多彩な交流を広げる
		3　地域とつながりを築き、交流するまちをつくる

■那珂川市総合計画体系図

将来像	施策大綱		基本施策		施策の概要
笑顔で暮らせる自然都市なかがわ～これからも住み続けたい協働のまちを目指して～	施策大綱1 支え合い、安心に暮らせるまちづくり	人権を尊重し、みんなでつながり、支え合うまち（人権・コミュニティ）	コミュニティ	1 市民による地域力を発揮できる協働社会を推進する	（1）市民参画の推進 （2）◆多様な主体をつなぐ体制の整備 （3）地域コミュニティの活性化
			防災・防犯	2 市民の安全な暮らしを守るまちを実現する	（1）消防体制の充実 （2）防災体制の充実・強化 （3）災害に備えた社会基盤の強靭化 （4）防犯・交通安全対策の充実 （5）消費者保護の推進
			高齢者福祉	3 高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らせる環境をつくる	（1）健康づくり・介護予防の推進 （2）社会参加・生きがいづくりの推進 （3）安心の体制づくり
			地域福祉	4 地域が支え合う社会、誰もがともに暮らせる社会をつくる	（1）地域福祉の充実 （2）障がいのある人への適正な福祉サービスの提供 （3）障がいのある人の社会参加の促進 （4）誰もが安全に暮らせるバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進
			健康・医療	5 市民が健康に暮らせる環境をつくる	（1）健康づくりの推進 （2）医療体制の充実／感染症対策の推進 （3）生活保障の充実 （4）社会保障制度等の適正な運営
	施策大綱2 誰もが学び、育むまちづくり		人権	1 多様な市民の人権を尊重した社会をつくる	（1）人権・同和教育と啓発の推進 （2）実態的差別の解消 （3）人権侵害への支援 （4）男女共同参画意識・ダイバーシティ(多様性)の推進
			子育て支援	2 安心して出産、子育てできるまちをつくる	（1）◆子ども・子育て世帯への支援 （2）保育サービスの充実 （3）児童虐待の防止
			学校教育	3 健やかで「生きる力」を持った子どもが育つまちをつくる	（1）学校教育の充実 （2）地域とともにある学校づくりの推進 （3）教育環境の充実
			社会教育	4 市民一人ひとりが生涯学習やスポーツに参加しやすい環境をつくる	（1）社会教育の推進 （2）生涯学習の推進 （3）スポーツの推進
	施策大綱3 自然と調和した快適に暮らせるまちづくり	自然と都市が共生した豊かな暮らし（生活基盤）	都市基盤	1 自然と調和した快適な都市基盤をつくる	（1）◆賑わいある都市空間の形成
			道路交通	2 地域を結ぶ安全・便利な道路交通ネットワークをつくる	（1）道路などの整備 （2）◆公共交通網の整備
			生活環境	3 安全で快適な生活環境をつくる	（1）清潔な生活環境の形成 （2）憩いとやすらぎの場の確保 （3）安全で快適な住環境の創出
			行財政	4 市民目線に立った行政運営を推進する	（1）効率的な行政運営の推進 （2）健全な財政基盤の確立 （3）情報ネットワークの適正な活用 （4）広報活動の推進と広聴活動の充実 （5）窓口サービスの充実 （6）実効性の高い行政運営の推進
	施策大綱4 自然の豊かさを感じるまちづくり	持続可能な自然と発展する都市づくり（持続・発展）	自然環境	1 豊かな自然環境を受け継ぎ、活かす社会をつくる	（1）森林環境の保全 （2）河川環境の生物多様性の保全
			環境保全	2 環境に配慮した地域社会をつくる	（1）廃棄物の減量と3R活動の推進 （2）環境の保全と公害対策
			農林業	3 自然資源を活かした農林業を振興する	（1）◆農業の振興 （2）◆林業の振興
	施策大綱5 地域の資源を活かした活力あふれるまちづくり		商工業・観光	1 地域の経済・雇用を支える産業を創出・育成する	（1）商工業の活性化 （2）◆新たな起業の育成支援 （3）◆地域資源を活かした観光の開発
			文化・芸術	2 歴史・文化・芸術を通じた多彩な交流を広げる	（1）文化・芸術活動の充実 （2）歴史遺産の保存とまちづくりへの活用
			交流	3 地域とつながりを築き、交流するまちをつくる	（1）◆「農ある暮らし」の拠点形成と市外からの交流の促進 （2）◆移住・定住の環境づくりの強化 （3）◆幅広い人材の交流拡大によるまちづくりの活性化

※◆をつけた項目は第2期那珂川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略と連動した取組になります。

施策テーマ・基本方針

各施策大綱における基本施策の分野テーマと基本施策の基本方向となる施策方針を示しています。

施策大綱1 支え合い、安心に暮らせるまちづくり

市民による地域力を発揮できる協働社会を推進する

基本施策1 コミュニティ



まちの現状と課題

市民参画に向けたまちづくりへの関心を高める情報発信・情報共有が必要です。

●まちづくりへの市民・団体・企業の関心を高め、参画を促進するため、市政や市民によるまちづくりの取組に対する情報発信・共有できる環境づくりが必要となっています。

●幅広い市民のボランティアなど、まちづくりへの参画を促進するため、各種講座や研修会の広報紙、ホームページ、*SNSなどを活用した効果的な周知方法の検討が必要となっています。

●協働のまちづくりを推進するため、まちづくりを実践するボランティア団体を育成するとともに、様々な団体同士の連携、活動団体への市民の参画拡大が必要となっています。

●市民一人ひとりが活躍できる場所と役割を持ち、活躍できる地域社会を実現するため、市民のボランティア活動など への参加を促進することが必要となっています。

誰もが活躍できる地域社会をつくるため、ボランティア団体などの多様な主体が協働する環境づくりが必要です。

●ボランティア団体などの中心的な担い手不足が進んでいることから、地域外の関係人口の拡大も含めた地域の活性化が必要となっています。

●市立公民館は社会教育や生涯学習などの活動拠点として、自主講座の開催などが実施されていますが、さらなる施設の活性化を図るため、主体的な活動につながる人材の育成、発掘が必要となっています。

地域の身近なふれあい、支え合いの場となるコミュニティ活動の活性化が必要です。

●地域コミュニティの拠点となる自治会活動は、昨今のコミュニティの希薄化、行政区と小学校区の区分けなどの課題を踏まえ、改めて地域自治意識の高揚を図り、地域コミュニティの活性化に向けた支援が必要となっています。

●南畑地域などの中山間地域では、高齢化によるコミュニティ活動の担い手不足が進んでいることから、地域外の関係人口の拡大も含めた地域の活性化が必要となっています。

●地域コミュニティの拠点となる自治会活動は、昨今のコミュニティの希薄化、行政区と小学校区の区分けなどの課題を踏まえ、改めて地域自治意識の高揚を図り、地域コミュニティの活性化に向けた支援が必要となっています。

●南畑地域などの中山間地域では、高齢化によるコミュニティ活動の担い手不足が進んでいることから、地域外の関係人口の拡大も含めた地域の活性化が必要となっています。

●市立公民館は社会教育や生涯学習などの活動拠点として、自主講座の開催などが実施されていますが、さらなる施設の活性化を図るため、主体的な活動につながる人材の育成、発掘が必要となっています。

施策❶ 市民参画の推進

主な取組

❶市民参画につなげる情報発信・情報共有の充実

●NPO・ボランティア活動に対する理解を深めるため、講座・研修会の実施やNSなどによる情報発信・情報共有に努めます。

❷ボランティア団体などの育成

●ボランティア支援センターを中心に、ボランティア団体の活動を支援するとともに、市民が各団体の活動を体験できる機会を企画・実施し、参加者の増加を図ります。

施策❷ 多様な主体をつなぐ体制の整備

地方創生

主な取組

❶多様な主体をつなぐ・コーディネーションの役割を担うために必要な体制の整備

●協働・コーディネーションのスキルを身に付けるため、行政・ボランティア支援センター・社会福祉協議会などとの合同による研修を推進します。

❷市民によるまちづくり事業の提案の促進

●これまでの提案型まちづくり事業の課題を整理・検証し、市民の主体的なまちづくりを支援できる事業内容への改善を図ります。

❸市民の生きがい支援体制の整備

●市民一人ひとりが生きがいを持って暮らせるよう、柔軟で多様な活躍の場を提供することを目指し、情報提供や研修機会の提供を検討します。

施策❸ 地域コミュニティの活性化

主な取組

❶地域コミュニティの充実

●行政区・小学校区の再編を含め、今後の地域コミュニティのあり方について、地域の意向などを踏まえながら検討します。

❷市立・区公民館活動の充実・支援

●区公民館連絡協議会と連携し、区公民館活動の人材育成に対する支援を行うとともに、市民が区公民館活動へ気軽に参加できる環境づくりを進め、区公民館活動の活性化を図ります。また、区公民館改修など施設の充実に向けた支援の強化を図ります。

●市立公民館は、市民自らが主体的に学ぶ場の提供に努めるとともに、多くの市民が集い、活発な活動を行えるよう体制整備に努めます。

❸南畑地域活性化への支援

●地域住民の団体などとの連携により、移住・定住の促進や*関係人口の拡大を目指した地域活性化に向けて取り組みます。

基本施策1 目指す目標指標

まちの底力応援補助金交付後も継続して活動している団体数（団体・累計）

基準値[R1]	目標値[R7]
6団体	7団体

みんなでアクション！SDGsのまちづくり

みんなでめざすアクション（市民・団体・事業者）

○地域社会の様々なコミュニティ活動などに積極的に参加します。
○団体による地域活動や区公民館活動を充実するとともに幅広い市民の参加を促進し、市民の輪を広げます。
○市民・企業・団体が連携し、ともに地域課題を解決するパートナーシップを高めます。

行政が支えるアクション

○多様な主体が地域社会の中で活躍できる機会や場づくりに努めます。
○地域活動をするボランティアなどの住民団体の活動を支援します。
○市民などと協働して地域課題を解決する関係をコーディネートします。

- 女性や高齢者、障がいのある人などがコミュニティ活動や多様な働き方によって生きがいや働きがいが生まれる社会をつくります。
- 様々な市民が地域活動を通じて住み良い暮らしを充実します。
- 市民・企業・団体・行政がともに地域課題を協働して解決するパートナーシップを活性化します。

主な取組

基本施策に基づく主な取組を示しています。また、重点施策となる総合戦略の施策を「地方創生」として示しています。

目指す目標指標

基本施策の各取組の成果を測る代表的な目標指標を示しています。

まちの現状と課題

これまでの市の取組やこれからの社会動向を踏まえ、基本施策における現状と課題を示しています。

みんなでアクション！SDGsのまちづくり

各施策に関連する SDGs の実現に向けたスローガンを示すとともに、目標の実現に向けた、「みんなの目指すアクション」と「行政が支えるアクション」を示しています。

市民による地域力を発揮できる協働社会を推進する



まちの現状と課題

市民参画に向けたまちづくりへの関心を高める情報発信・情報共有が必要です。

●まちづくりへの市民・団体・企業の関心を高め、参画を促進するため、市政や市民によるまちづくりの取組に対する情報発信・共有できる環境づくりが必要となっています。

●幅広い市民のボランティアなど、まちづくりへの参画を促進するため、各種講座や研修会の広報紙、ホームページ、*SNSなどを活用した効果的な周知方法の検討が必要となっています。

誰もが活躍できる地域社会をつくるため、ボランティア団体などの多様な主体が協働する環境づくりが必要です。

●協働のまちづくりを推進するため、まちづくりを実践するボランティア団体を育成するとともに、様々な団体同士の連携、活動団体への市民の参画拡大が必要となっています。

●市民一人ひとりが活躍できる場所と役割を持ち、活躍できる地域社会を実現するため、市民のボランティア活動などへの参加を促進することが必要となっています。

地域の身近なふれあい、支え合いの場となるコミュニティ活動の活性化が必要です。

●地域コミュニティの拠点となる自治会活動は、昨今のコミュニティの希薄化、行政区と小学校区の区分けなどの課題を踏まえ、改めて地域自治意識の高揚を図り、地域コミュニティの活性化に向けた支援が必要となっています。

●南畑地域などの中山間地域では、高齢化によるコミュニティ活動の担い手不足が進んでいることから、地域外の関係人口の拡大も含めた地域の活性化が必要となっています。

●市立公民館は社会教育や生涯学習などの活動拠点として、自主講座の開催などが実施されていますが、さらなる施設の活性化を図るため、主体的な活動につながる人材の育成、発掘が必要となっています。

施策❶　市民参画の推進

主な取組

❶市民参画につなげる情報発信・情報共有の充実

●NPO・ボランティア活動に対する理解を深めるため、講座・研修会の実施や広報紙、ホームページ、*SNSなどによる情報発信・情報共有に努めます。

❷ボランティア団体などの育成

●ボランティア支援センターを中心に、ボランティア団体の活動を支援するとともに、市民が各団体の活動を体験できる機会を企画・実施し、参加者の増加を図ります。

施策❷　多様な主体をつなぐ体制の整備

地方創生

主な取組

❶多様な主体をつなぐ*コーディネーションの役割を担うために必要な体制の整備

●協働*コーディネーションのスキルを身に付けるため、行政・ボランティア支援センター・社会福祉協議会などとの合同による研修を推進します。

❷市民によるまちづくり事業の提案の促進

●これまでの提案型まちづくり事業の課題を整理・検証し、市民の主体的なまちづくりを支援できる事業内容への改善を図ります。

❸市民の生きがい支援体制の整備

●市民一人ひとりが生きがいを持って暮らせるよう、柔軟で多様な活躍の場を提供することを目指し、情報提供や研修機会の提供を検討します。

施策❸　地域コミュニティの活性化

主な取組

❶地域コミュニティの充実

●行政区・小学校区の再編を含め、今後の地域コミュニティのあり方について、地域の意向などを踏まえながら検討します。

❷市立・区公民館活動の充実・支援

●区公民館連絡協議会と連携し、区公民館活動の人材育成に対する支援を行うとともに、市民が区公民館活動へ気軽に参加できる環境づくりを進め、区公民館活動の活性化を図ります。また、区公民館改修など施設の充実に向けた支援の強化を図ります。

●市立公民館は、市民自らが主体的に学ぶ場の提供に努めるとともに、多くの市民が集い、活発な活動を行えるよう体制整備に努めます。

❸南畑地域活性化への支援

●地域住民の団体などとの連携により、移住・定住の促進や*関係人口の拡大を目指した地域活性化に向けて取り組みます。

基本施策1 目指す目標指標

まちの底力応援補助金交付後も継続して活動している団体数
（団体・累計）

基準値［R1］	目標値［R7］
6団体	7団体

みんなでアクション！SDGsのまちづくり

みんなでめざすアクション（市民・団体・事業者）

○地域社会の様々なコミュニティ活動などに積極的に参加します。
○団体による地域活動や区公民館活動を充実するとともに幅広い市民の参加を促進し、市民の輪を広げます。
○市民・企業・団体が連携し、ともに地域課題を解決するパートナーシップを高めます。

行政が支えるアクション

○多様な主体が地域社会の中で活躍できる機会や場づくりに努めます。
○地域活動をするボランティアなどの住民団体の活動を支援します。
○市民などと協働して地域課題を解決する関係をコーディネートします。

- 女性や高齢者、障がいのある人などがコミュニティ活動や多様な働き方によって生きがいや働きがいが生まれる社会をつくります。
- 様々な市民が地域活動を通じて住み良い暮らしを充実します。
- 市民・企業・団体・行政がともに地域課題を協働して解決するパートナーシップを活性化します。

市民の安全な暮らしを守るまちを実現する



まちの現状と課題

災害の多発化に備えた地域の消防力の強化が必要です。

●市民の安全・安心な暮らしを守る地域の消防力を強化するため、常備消防体制の充実を図るとともに、地域の消防力の核である消防団の団員の確保、活動の支援による地域消防体制の充実が必要となっています。

大規模災害に対応した自助・共助・公助による減災体制の向上が必要です。

●風水害や震災などの大規模災害に対する意識が高まる中、市民の日頃からの防災意識の向上を図り、災害時の被害の防止や軽減、市民同士の助け合いにつなげるとともに、災害に関する情報を迅速かつ確実に市民に情報提供できる体制を構築することが必要となっています。

災害に対応した河川改修の環境整備が必要です。

●多発化する集中豪雨による風水害などの自然災害を未然に防止・軽減するため、国や県と連携し、那珂川などの河川改修、排水路整備などの浸水対策が必要となっています。

地域一体の防犯・交通安全に対する取組が必要です。

●市民の日常的な暮らしの中で犯罪や交通事故から身を守るため、市民や警察署、交通安全協会などと一体となって取り組む環境づくりが必要となっています。

消費生活に対する啓発活動・相談体制の充実が必要です。

●増加するインターネットを使ったネット詐欺などをはじめ、消費生活の被害を防止するため、消費者意識の啓発とトラブルに対応した相談体制の充実が必要となっています。

施策❶　消防体制の充実

主な取組

❶常備消防の充実

●市民の安全・安心な生活が守れるよう、常備消防体制の充実に向けて春日・大野城・那珂川消防組合消防本部との取組を推進します。

❷消防団の充実

●地域の消防力を強化するため、消防団の広報活動などを通じて消防団員の確保、消防団活動への支援に努めます。

施策❷　防災体制の充実・強化

主な取組

❶市民や地域の防災意識の向上

●防災情報に関する広報活動や防災訓練の実施により、日頃からの市民の防災意識の啓発に努めます。また、災害時に備えた総合防災マップによる災害のリスク・防災の知識などの防災情報の周知に努めます。

❷自主防災組織の育成・避難対策の推進

●災害時の地域での初動対応や避難行動要支援者の避難などが円滑に進めることができるよう、那珂川市自主防災協議会を中心とした各区における自主防災組織の育成を支援します。また、災害時に安全に避難できるよう、避難場所や危険箇所などの周知徹底を図ります。

❸災害時の情報伝達手段の整備・活用

●災害時の通信手段として防災行政無線、防災気象情報や避難勧告などをメールで配信する県の防災メール（防災メール・まもるくん）や*SNS（LINE公式アカウント）、テレビのデータ放送などの活用を進めるほか、民間事業者による緊急速報メールなどの利用を促進するなど、多様で新たな情報伝達手段の整備・活用を検討します。

施策❸　災害に備えた社会基盤の強靭化

主な取組

❶*国土強靭化に向けた社会基盤整備

●集中豪雨による風水害などの自然災害の多発化に備え、社会基盤の強靭化に向けた基盤整備に努めます。

❷河川などの安全性向上

●河川などの安全性を高めるため、県が実施している那珂川の河川改修事業をはじめ、災害の危険が高い河川やため池などについて計画的な改修を推進します。

また、自然災害などでため池が決壊した際に、周辺の区域に被害を及ぼす恐れのある防災重点ため池については、ため池ハザードマップを活用し災害時に安全に避難ができるよう、防災情報の周知に努めます。

❸浸水対策の充実強化

●浸水対策が必要な箇所について、排水路の整備を実施するなど、計画的な整備を推進します。

基本施策2 目指す目標指標

LINE公式アカウント登録者数（人・累計）	基準値［R1］	目標値［R7］
	1,440人 ※R2.1.15時点	5,000人

みんなでアクション！SDGsのまちづくり

みんなでめざすアクション（市民・団体・事業者）

○災害に備え、災害危険箇所や身近な避難先に関する情報を把握します。
○自主防災組織や防犯パトロールなど地域の見守り活動に参加するとともに、交通安全意識を持ち、交通ルールを守ります。

行政が支えるアクション

○浸水対策など災害に備えた社会基盤の整備により減災に取り組みます。
○防犯・交通安全・消費者意識を啓発するとともに体制の強化を図ります。

13　災害に備えた環境整備により、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（*レジリエンス）及び適応の能力を強化します。

17　災害や犯罪、事故に備える日頃からの地域の互助・公助のパートナーシップを広げます。

施策④ 防犯・交通安全対策の充実

主な取組

❶地域防犯活動の推進

●地域ごとの市民による見守り活動や防犯パトロールなどの活動を支援します。

❷防犯設備の充実

●犯罪を防止する環境整備として、警察署との協議により、防犯カメラなどの設置を推進します。

❸交通安全意識の向上

●交通事故を防止するため、高齢者の事故予防対策（安全運転支援装置設置促進）のほか、警察署、交通安全協会などと連携し、街頭啓発や交通安全教室などを開催することにより、市民の交通安全意識の向上に努めます。

❹交通安全施設の整備

●道路における事故を防止し、交通の安全性を高めるために必要なカーブミラーやガードレール、区画線、歩道などの交通安全施設の整備を促進します。

施策⑤ 消費者保護の推進

主な取組

❶消費者意識の啓発活動・相談体制の充実

●県消費生活センターと連携し、高齢者などを中心とした消費者意識の啓発活動を実施するとともに、消費者被害に対応した相談体制の充実を図ります。

高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らせる環境をつくる



まちの現状と課題

高齢者が生涯にわたって健康に暮らせる健康増進の取組が必要です。

●高齢者がいつまでも健康に暮らせるためには、介護予防の充実が必要となっています。特に、住民健診などのデータに基づいて、健康課題の抽出を行い、要介護状態の前段階である*フレイル防対策と生活習慣病やがんなどの疾病予防、認知症予防対策などを一体的に行うことで、切れ目のない支援を行うことが重要となっています。

●介護予防活動の受け皿として、介護サポーターによる活動の充実や増加する認知症に対するサポート体制の充実が必要となっています。

高齢者が地域社会の中で活躍できる機会の充実が必要です。

●高齢者の社会参加や就業の場づくりを進めてきたシルバー人材センターの活動機会の拡大を進めるとともに、多様な就労機会の創出に向けて、民間事業者を含めた高齢者の就労環境の整備が必要となっています。

●高齢者の健康づくりや生きがいづくりを推進するため、シニアクラブ活動の活性化が必要となっています。

安心な暮らしを支える医療・介護・福祉・地域などが連携した包括的なケア体制の充実が必要です。

●今後の超高齢社会の進展に備え、高齢者や障がいのある人などの暮らしを支える*地域包括ケアシステムをを充実し、医療、介護、福祉が様々な課題を共有・連携し、総合的に支援できる体制づくりが必要となっています。

施策❶　健康づくり・介護予防の推進

主な取組

❶介護予防の充実

●住民健診などの保健事業と高齢者への介護予防事業の接続を強化することで、要介護状態につながる課題を抽出し、切れ目のない一体的な支援を実施します。介護予防活動を広げるため、一般介護予防事業を充実するとともに、介護サポーターの受入機関を増やし、サポーター活動の周知に努めます。また、増加する認知症を予防するため、認知症サポーター養成講座などの実施による高齢者のサポート体制の充実を図ります。

❷高齢者の健康増進の推進

●高齢者の日頃からの健康増進に向けた意識を高揚するため、健診の受診や体力測定会への参加を勧奨します。また、健康増進の事業を地域へ拡大するため、出前講座の充実、地域で活動する自主サークルの活動支援を推進します。

施策❷　社会参加・生きがいづくりの推進

主な取組

❶生きがいづくりや社会参加の促進

●高齢者が様々な地域活動に参加し活躍できる場をつくるため、シニアクラブ活動の活性化やシルバー人材センターの会員増加に向けた周知活動の支援を進めるとともに、高齢者の知識・技術・経験を活かした生涯学習やボランティア活動・仲間づくり活動などへの参加を促進します。

❷就業機会の確保

●多様化する高齢者の就労ニーズに対応するため、シルバー人材センターが民間事業者と連携し、雇用機会の多様化に向けた就業環境の向上を図る取組を支援します。

施策❸　安心の体制づくり

主な取組

❶*地域包括ケアシステムによる在宅支援の充実

●高齢者や障がいのある人などが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療や介護、移動や買い物支援などの生活支援、介護予防などが一体となった地域包括ケアシステムによる支援を推進します。

❷地域の支援活動の充実

●地域包括ケアシステムとあわせ、社会福祉協議会を中心に地域で高齢者を支えあう活動を充実するとともに、認知症の人の在宅での暮らしを支えていくため、認知症地域支援推進員を中心に、声かけ訓練や認知症カフェを充実し、認知症サポーターや*キャラバンメイトの活躍の場の拡大を検討します。

❸権利擁護の充実

●高齢者や障がいのある人の権利擁護の充実を図るため、成年後見制度についての講演会などによる周知を図り、制度の利用を促進します。

基本施策3 目指す目標指標

認知症サポーター数（人・累計）	基準値［R1］	目標値［R7］
	2,959人	4,400人

みんなでアクション！SDGsのまちづくり

みんなでめざすアクション（市民・団体・事業者）

○健康や福祉に興味・関心をもち、介護予防活動や認知症対策を支援する市民ボランティアに参加します。
○高齢者の地域社会における活躍の場をつくるとともに、高齢者は、地域活動や就労の場に参加します。
○社会福祉協議会・民生委員児童委員を中心に、高齢者を地域で支え合う活動を広げます。

行政が支えるアクション

○関係機関との連携により高齢者の介護予防や健康づくりができる環境づくりを推進します。
○高齢者の社会参加や就労機会づくりを支援します。
○福祉・医療機関などとの連携により、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

- 高齢者が生涯を通じて健康に暮らせるよう、介護予防活動を充実します。介護が必要な高齢者が安心して暮らせる福祉環境を充実します。
- 地域社会の中で高齢者が地域活動や就業により社会参加できる機会を増やし、生きがいを持った暮らしのできる社会をつくります。
- 医療、介護、福祉の関係機関の地域包括支援ネットワークにより、障がいのある人や高齢者の暮らしを支えます。

地域が支え合う社会、誰もがともに暮らせる社会をつくる



まちの現状と課題

市民が互いに支え合う意識を高め、地域福祉活動を支える人材を確保することが必要です。

●超高齢社会を迎え、市民の支え合いによる福祉のまちづくりの必要性が高まっており、市民の福祉に対する意識の醸成を図るとともに、計画的に地域福祉のまちづくりを推進していくことが必要となっています。

●地域福祉活動の中心的な役割を担ってきた社会福祉協議会や民生委員児童委員の活動を支援するとともに、福祉に関するニーズの増大、多様化などに対応していくため、地域福祉に関わる市民ボランティアの育成や活動への支援が必要となっています。

障がいのある人の自立した生活をサポートする相談支援と必要なサービスの提供が必要です。

●障がい福祉の自立支援、生活支援が多様化する中、障がいのある人及びその家族のニーズに対応したサービスを提供できるよう、相談体制の充実とサービス内容の検討が必要となっています。

障がいのある人が円滑に就労・就学などの社会参加ができる環境づくりが必要です。

●障がいのある人が地域社会の中でその適性と能力に応じた就労の場を確保できるよう、事業者などに対し雇用促進に向けた啓発や情報提供が必要となっています。

●発達に遅れやばらつきのある子どもとその保護者が安心して暮らせるよう、保護者と病院、幼稚園・保育園などの関係機関との連携による相談支援体制の充実が必要となっています。

誰もが安全・安心な暮らしを支える生活環境づくりが必要です。

●公共施設や道路のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化をさらに進めるとともに、成年後見制度など、権利擁護に向けた取組の充実により心のバリアフリーを図ることで、すべての人が安全・安心に暮らせる環境づくりが必要となっています。

施策❶　地域福祉の充実

主な取組

❶地域福祉活動の推進

●「地域共生社会」の実現に向けて、「地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づき、計画的な地域福祉活動の支援を進めるとともに、行政や社会福祉協議会が実施する福祉サービスを広報紙や出前講座などで周知しサービスの利用拡大を図ります。

●社会福祉協議会を中心に地域福祉活動の担い手となるボランティアの育成などの支援を推進します。

施策❷　障がいのある人への適正な福祉サービスの提供

主な取組

❶障がい福祉サービスの総合的な推進

●障がいのある人が地域社会の中で自立して生活できるよう、「障がい福祉計画」などに基づき、福祉サービスの見直し、改善を進め、関係機関と連携し、総合的な福祉サービスの推進を図ります。

❷日常生活支援の充実

●障がいのある人の様々なニーズに対応する日常生活支援体制の整備と、サービスの質的・量的充実を図ります。また、手話奉仕員養成講座などを通じて手話通訳者の確保を図るなど、障がいのある人のコミュニケーション支援に努めます。

❸相談体制の充実

●専門員（社会福祉士など）を配置し、相談支援体制を充実させることにより、障がいのある人やその家族のニーズに沿った障がい福祉サービスの利用や社会資源の活用を促進します。また、相談支援の周知に努め、専門員への相談につなげることで、障がいのある人やその家族の将来の不安解消を図ります。

施策❸　障がいのある人の社会参加の促進

主な取組

❶自立支援の充実

●障がいのある人が地域で自立した生活が送ることができるよう、就労支援などの各種サービスを充実するとともに、障がい者雇用を促進します。

❷療育の推進

●発達に遅れやばらつきのある子どもが必要な支援や情報を得られるよう、保護者の相談機会の充実や早期療育の場の提供、市内の幼稚園・保育園などの職員を対象とした研修及び*コンサルテーションの充実を図ります。

施策❹　誰もが安全に暮らせるバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

主な取組

❶権利擁護・理解促進の充実

●高齢者や障がいのある人などが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、障がいのある人・高齢者に対する正しい理解を広め、心のバリアフリーを図るとともに、権利擁護を推進するため、成年後見制度などの周知徹底を図ります。

❷バリアフリー・ユニバーサルデザインの充実

●市内の公共施設及び歩道などに関して、バリアフリーが必要な箇所について計画的な改修を進め、あらゆる人にとって暮らしやすい空間やまちを創出していくユニバーサルデザインの充実を図ります。

基本施策4 目指す目標指標

就労定着支援決定者数（人/年）	基準値［R1］	目標値［R7］
	2人/年	7人/年

みんなでアクション！SDGsのまちづくり

みんなでめざすアクション（市民・団体・事業者）

○事業者、団体は、障がいのある人の自立を支援する就労の場、交流の場を広げます。
○障がいのある人への理解を深め、社会活動への参加を支援します。
○地域での見守り・支援い活動に参加します。

行政が支えるアクション

○福祉事業者などと連携し、障がいのある人の適切な支援に努めます。
○障がいのある人が社会参加できるようの充実を図ります。
○地域福祉の支え合いの仕組みづくりに向けた関係機関との連携体制の充実を図ります。

- 3 すべての人に健康と福祉を：障がいのある人が、自分らしく自立した生活が送れるよう支援します。
- 11 住み続けられるまちづくりを：バリアフリー化や移動支援により障がいのある人が社会活動しやすい環境をつくります。
- 10 人や国の不平等をなくそう：地域でともに認め合い、助け合い、支え合うまちづくりを推進し、住民主体の地域福祉を充実します。

市民が健康に暮らせる環境をつくる



まちの現状と課題

各世代のライフステージに応じた健康づくりへの支援が必要です。

●市民が各世代に応じた健康課題に対する正しい知識の普及と、健康への関心を喚起し、あらゆる世代への健康づくりや保健事業の展開を広げていくことが必要となっています。

●疾病に対する早期発見・早期治療にとどまらず、市民一人ひとりの生活習慣の向上・改善を通じて生活習慣病の発症・重症化予防を推進する必要があります。

感染症に対する危機管理体制の確立、安全・安心できる地域医療の充実が必要です。

●市民の安全・安心な暮らしを支える地域医療を充実するため、医療機関と連携し、休日・夜間医療や救急医療の体制を確保するとともに、適切な医療機関へのかかり方などの普及・啓発が必要となっています。

●新型コロナウイルス感染症をはじめ、新たな感染症の発生による重大リスクに対し、迅速で適切な情報提供や危機管理体制の確立が必要となっています。

生活困窮者の生活を支え、自立に向け支援する生活保障の充実が必要です。

●生活に困窮する人が、生活を立て直し、安心して暮らせるよう生活困窮者自立支援法に基づく相談支援体制の充実を図るとともに、関係機関との連携強化が必要となっています。

●ひきこもりや犯罪被害者などに対しても、相談窓口の明確化をはじめとした相談支援体制の整備が必要となっています。

各種社会保障制度の適正な運営に向けた取組が必要です。

●国民健康保険制度、介護保険制度などの社会保障制度の適正な運営による財政の安定化を図るため、適正な賦課・徴収が必要となっています。

●国民健康保険制度については、医療費の抑制のため、健診受診率向上に向けた取組が必要となっています。

施策❶　健康づくりの推進

主な取組

❶健康づくり支援体制の強化

●「地域保健計画」などを通じ、保健・医療・福祉・教育が連携した地域社会全体で健康づくりを支援する体制の強化を図ります。

❷健康づくり意識の高揚

●健診事業や保健指導、広報活動を通じて様々なライフステージに応じた健康づくりを啓発し、市民の健康づくりに対する意識の向上を図ります。

❸保健事業の充実

●市民の健康課題に適切に対応できる保健事業を実施するため、専門職（保健師、管理栄養士など）における保健指導の技術向上を図ります。

❹食育の推進

●食生活改善推進員と管理栄養士による各世代に応じた食生活に関する正しい知識を普及するため、地域や団体、関係課と連携した食育推進事業を推進します。

施策❷　医療体制の充実／感染症対策の推進

主な取組

❶地域医療体制の充実

●医師会、歯科医師会、薬剤師会と連携し、かかりつけ医師、歯科医師、薬剤師会制度、正しい医療機関へのかかり方などの啓発に努めます。

●筑紫地区休日急患診療連絡協議会において、休日医療、救急医療業務が円滑に遂行できる体制の整備を推進します。

❷感染症対策の推進

●新たな感染症の発生に対し、迅速な対応ができる危機管理体制を確立するとともに、感染拡大防止に対する適切な情報提供や危機管理体制の確立を目指します。

●感染症予防・重症化の防止及び蔓延を防止するため、予防接種をはじめとする感染症予防に関する正しい知識の啓発・普及に取り組むとともに、非接触型施設環境の整備など新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症防止策に取り組みます。

施策❸　生活保障の充実

主な取組

❶生活困窮者などの相談支援体制の充実

●生活に困窮する人をはじめとした心配事を抱える人が、気軽に相談できるよう、相談窓口を明確化し、広報紙を通じた情報提供や相談員の出張による相談機会の充実を図ります。

基本施策5 目指す目標指標

特定健診受診率（%）

基準値［R1］	目標値［R7］
39.6%	60.0%

みんなでアクション！SDGsのまちづくり

みんなでめざすアクション（市民・団体・事業者）

○事業者、団体は、生活困窮者などの自立した生活に向けた環境づくりを支援します。
○健康づくりへの意識を高め、健康増進による生活習慣病予防や健康管理、感染症などに対する予防対策に取り組みます。
○国民健康保険制度などの社会保障制度の適正化に努めます。

行政が支えるアクション

○生活困窮者への自立に向けた支援の充実を図ります。
○健診、健康相談を充実するとともに、平時・救急の医療体制の確保、感染症に対する危機管理体制の構築に取り組みます。
○社会保障制度の適正な運営を図ります。

- 生活困窮者などの自立した生活を支援する*セーフティネットを充実します。
- 市民の健康づくり活動を広げ、疾病予防につなげます。
市民の安全な暮らしを支える地域医療を充実し、感染症対策を強化します。
- 市民の誰もが平等に社会保障制度が受けられる環境をつくります。

施策④

社会保障制度の適正な運営

主な取組

❶国民健康保険制度などの適正な運営
●国民健康保険税の適正賦課・徴収に努めるとともに、医療費の抑制に向けて、*ジェネリック医薬品の普及啓発などの取組の強化を図ります。
●特定健診・保健指導の受診率の向上に向け、健診の実施体制の改善や広報の充実を図るとともに、生活習慣病の発症リスクがある人に対する特定保健指導の実施体制の改善を図ります。この他、制度運営に必要となる適正な保険税の見直しについて検討します。

❷介護保険制度の適正な運営
●介護保険料の適正賦課・徴収に努めるとともに、地域包括支援センターを相談窓口に、要支援・要介護の認定を受けた人が必要なサービスを受けられるよう、関係機関と連携して適正なサービスの提供に努めます。
●制度運営に必要となる適正な保険料の見直しについて検討します。

❸後期高齢者医療制度の適正な運営
●実施主体である福岡県後期高齢者医療広域連合と連携を図るとともに、保険料の収納率の向上に努めます。

❹国民年金制度の適正な運営
●年金制度改革をはじめとした制度全体の周知を図るため、広報紙及びホームページにおける普及啓発だけでなく、窓口での年金相談などを推進します。

❺生活保護制度の適正な運営
●真に生活に困窮する人へ必要な保護を行い、最低生活を保障するとともに、*セーフティネットの充実に努めます。

多様な市民の人権を尊重した社会をつくる



まちの現状と課題

多様な人権問題に対する正しい理解と認識を深める教育・啓発活動が必要です。

●価値観の多様化が進む中、人権への正しい理解と認識を高めるためには市民一人ひとりの個性や能力を発揮できる社会を築いていくことが重要です。そのために啓発事業として、各種講演会や人権フェスタなかがわなどへの参加促進を図るとともに、学校における子どもの人権意識を高める取組の充実が必要となっています。

差別のない社会を目指した実態の把握と相談体制の充実が必要です。

●同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決を目指し、人権センターを中心に相談体制を充実するとともに、差別の実態を把握し、実態に即した教育及び啓発活動の推進が必要となっています。

暴力など、人権侵害を受けた市民への相談支援体制の充実が必要です。

●*DVなどの人権侵害に対する被害を抑制・予防するため、相談体制の周知や支援活動の充実が必要となっています。

***ダイバーシティの視点に立った、誰もが個性と能力を発揮し活躍できる地域社会づくりが必要です。**

●外国人や*セクシャルマイノリティなど、多様な価値観をもった人が固定的な役割分担にとらわれることなく、仕事や家庭生活、地域活動など平等に参画できる社会の実現が求められています。

●女性の活躍推進が求められる中、国や県の施策と連動し、地域社会の中で女性の社会進出を支援する取組の拡大が必要となっています。

施策❶　人権・同和教育と啓発の推進

主な取組

❶地域における人権・同和教育と啓発の推進

●差別のない社会の実現に向け、啓発冊子の発行や地域の団体による研修会の開催、各種講演会や人権フェスタなかがわなどを通じた教育・啓発を行うとともに、参加者の増加を図ります。

❷学校における人権・同和教育の推進

●各学校において作成している人権・同和教育全体計画に基づく人権・同和教育を進めていくとともに、県が作成した同和教育副読本や人権教育学習教材などを活用し、子どもたちの人権意識の育成を進めます。

施策❷　実態的差別の解消

主な取組

❶差別の実態把握

●部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消を推進し、差別のない社会を実現するため、差別が起きた背景、要因などを把握し、解決に向けた相談体制の充実と教育及び啓発を進めるとともに、令和3年3月施行の「那珂川市部落差別の解消の推進に関する条例」の周知をはじめ、市の実態に即した取組を進めます。

❷生活相談などの充実・支援

●地域の実態を把握しながら各種事業の進捗状況を管理し、関係課と緊密に連携をとりながら、人権センターにおける相談体制の充実を図ります。

施策❸　人権侵害への支援

主な取組

❶人権相談の充実

●人権擁護委員による人権相談の利用を促進するため、広報紙、ホームページなどを活用した周知活動を進めるほか、人権フェスタなかがわなどの人権啓発事業や学校行事などの場において、人権擁護委員の取組を紹介する機会を検討します。

❷性による人権侵害への支援

●*DV相談などに係る相談窓口（ちくし女性ホットライン、DV相談ナビ、男性DV被害者のたけのこ相談ライン、配偶者暴力相談支援センターなど）を市民に周知するため、公共施設や医療機関にチラシを設置するなどの活動を進めます。また、市立中学校の生徒を対象としたデートDVの予防を図るための啓発活動を進めます。

施策❹　男女共同参画意識・*ダイバーシティの推進

主な取組

❶男女共同参画の啓発

●男女共同参画の現状を把握・分析し、目的や対象に応じた広報活動や講演会の充実により男女共同参画意識の向上を図ります。

❷男女共同参画推進体制の整備

●男女共同参画推進センターを中心に関係機関や活動団体のネットワークを活かした推進体制づくりを進めます。

❸女性参画の推進

●審議会などへの女性参画を促進するとともに、様々な行政運営での女性登用を向上するため、本市で取りまとめている女性人材リストの周知を進め、リストの活用を促進します。

●行政をはじめ、地域の諸団体における女性の積極的な登用および女性の社会参画の促進を図るため、研修会などを通じた女性職員の人材育成や啓発を進めます。また、多様な働き方による女性の社会進出を拡大するため、短時間勤務制度の導入など、子育てと仕事の両立を応援する企業を増やすとともに、起業などを目指す女性への支援を進めます。

基本施策1 目指す目標指標

市民が利用する店舗等（民間事業所）へのDV等相談窓口に関するカードなどの設置件数（件・累計）	基準値［R1］	目標値［R7］
	－	800件

みんなでアクション！SDGsのまちづくり

みんなでめざすアクション（市民・団体・事業者）

○事業者や団体は、女性の社会進出を支援します。
○人権に関する学びの機会に参加し、差別や偏見をなくす力を養います。

行政が支えるアクション

○男女共同参画の意識を啓発するとともに、女性の活躍に対する支援を進めます。
○地域や学校、職場などで人権に関する啓発や学びの機会の充実に取り組みます。

誰もが社会のあらゆる分野で対等なパートナーとして参画できるダイバーシティの実現を目指すとともに、地域社会における女性の社会進出を支援します。

市民一人ひとりの人権を尊重する社会を実現するため、教育・啓発活動を充実します。

安心して出産、子育てできるまちをつくる



まちの現状と課題

妊娠から出産・子育てまで切れ目のない子育て支援のできる環境づくりが必要です。

●核家族化や共働き世帯が増加する中、多様化する子育て支援のニーズに総合的に対応するため、ふれあいこども館や関係機関との連携による相談体制の充実や地域の子育て支援活動の充実が必要となっています。

●母子保健事業については、乳幼児と保護者に対する妊娠期からの切れ目ない支援が必要となっています。

多様な保育ニーズに対応した施設環境・保育サービスの充実が必要です。

●子育て世帯の生活習慣・就労形態にあわせ、保育ニーズに対応した保育サービスを提供できるよう、保育施設の環境整備、多様な保育サービスの充実が必要となっています。

児童虐待の発生防止・早期発見に向けた相談体制の充実が必要です。

●児童虐待の発生防止や早期発見ができるよう、関係機関と連携した取組を推進するとともに、誰もが相談できる体制の整備が必要となっています。

地方創生

施策❶　子ども・子育て世帯への支援

主な取組

❶母子保健事業の充実

●妊娠期から子育て期にわたるまでの子育て支援を円滑にできるよう、乳幼児健診などの結果に対する円滑かつ効果的な保健指導や、情報提供及び必要に応じ相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整を実施し、支援を推進していきます。

❷地域子育て支援拠点の充実

●ふれあいこども館では、子育て世帯の交流の場として、子育てに関する相談・援助機能の充実、ニーズに対応した子育てや子育て支援に関するプログラムなどの充実を図ります。

●区公民館などで実施している子育てサロンの活動を支援し、地域の中で子育てを通じたコミュニティの強化を図るとともに、子育てサークルの活動の場の提供などの支援を推進します。

❸子育て世帯に届く情報発信

●子育て世帯に対して必要な子育て支援情報が届けられるよう、母子手帳アプリや子育て情報サイトhob-iなどを活用した広報活動を推進します。

❹子育て世帯への支援の充実

●子育て世帯の生活の安定を図るための経済的支援を行うとともに、ひとり親家庭への自立支援のほか、子どもの貧困の解消に向けた取組を推進します。

施策❷　保育サービスの充実

主な取組

❶保育施設の機能充実

●待機児童の解消や就学前教育・保育サービスをより充実するため、保育定員の確保及び保育施設の充実を図ります。

❷多様なサービスの実施

●子育て世帯が利用しやすい病児・病後児保育のほか、地域の中で会員同士が子どもの預かりなどを互いに助け合うファミリーサポートセンターを継続して推進します。

❸就学前の子育て支援のあり方の検討

●*働き方改革に伴う子育て世帯の働き方の多様化など、社会変化に伴うライフスタイルの変化に対応した子育てできる環境づくりを検討します。

施策❸　児童虐待の防止

主な取組

❶相談体制の充実

●児童虐待を防止するため、社会福祉士や保育士など、児童の発達や社会福祉に関する専門家による児童相談の充実を図ります。

❷関係機関との連携強化

●児童虐待の課題は多岐にわたるため、関係機関（児童相談所、警察署、教育委員会など）と連携し、情報共有・情報交換を行うとともに、幅広い視点で児童虐待の発生防止・早期発見に向けた体制づくりを推進します。

❸子どもの権利の啓発

●子どもの権利条例に基づき、市民に子どもの権利の啓発を推進します。

基本施策2 目指す目標指標

「子育てしやすい市」だと思う小学生以下の保護者の割合（%）

基準値[R1]	目標値[R7]
88.7%	90.0%

みんなでアクション！SDGsのまちづくり

みんなでめざすアクション（市民・団体・事業者）

○子育て世帯の子育て不安・ストレスを抱えないよう、行政と団体が連携し、親子や保護者同士の交流の場を広げます。
○事業者は、子育て世帯が子育てと仕事の両立できるよう、支援します。
○地域の中で安心して子育てができるよう、地域活動を通じて子育て世帯を支援します。

行政が支えるアクション

○保育・子育て支援サービスを提供するとともに、子育ての不安解消に向けた相談・交流の場を提供します。
○*ワーク・ライフ・バランスを啓発し、女性の社会的権利の向上を図ります。
○関係機関と連携し児童虐待防止に向けた相談支援体制づくりを推進します。

- 3 すべての人に健康と福祉を：切れ目のない子育て支援により母子の心身ともに健康な暮らしを支えます。
- 5 ジェンダー平等を実現しよう：*ワーク・ライフ・バランスを推進することで、主に女性が子育てと仕事の両立できる環境をつくり、女性の社会的権利を向上させます。
- 10 人や国の不平等をなくそう：地域社会の中で、すべての子育て世帯が等しく安心・安全な暮らしができる環境をつくります。

健やかで「生きる力」を持った子どもが育つまちをつくる



まちの現状と課題

子ども一人ひとりを大切にした「生きる力」を育む学校教育の充実が必要です。

- *グローバル化や情報化など社会動向に対応した子どもの「生きる力」を育てるため、学力向上と社会ニーズに対応した教育の推進が必要となっています。
- *スクールソーシャルワーカーや*スクールカウンセラーによる、就学環境に問題を抱える子どものいじめや不登校などの課題解決や相談体制の整備が必要となっています。
- 子どもたちの健全な成長と愛郷心を醸成するため、学校給食の充実が必要となっています。
- 特別な支援を必要としている子どもに対しては、適切な教育を受けられる支援を充実し、子ども一人ひとりを大切にしたきめ細かな教育が必要となっています。

学校、家庭、地域や関係機関、施設などと連携や交流を図りながら、地域に開かれた学校運営が必要です。

- 地域とともにある学校づくりを行うために、コミュニティ・スクールの取組を充実するとともに、小中学校の連携・強化が必要となっています。

子どもが安全・安心に学習できる教育環境づくりが必要です。

- 子どもが安全・安心に学習できる学校施設を目指し、老朽化した施設の改修や学習指導要領に対応した機器・設備の導入などの環境整備が必要となっています。
- 高い指導力を身に付けた人間性豊かな教職員の育成を図るとともに、子どもと向き合う時間の確保など、教職員の働き方改革などが必要となっています。
- 子どもの貧困化や経済格差による子どもの学ぶ意欲の低下が課題となっており、経済的な理由で就学困難な世帯への継続的な支援が必要となっています。

施策❶ 学校教育の充実

主な取組

❶確かな学力の育成
- 学習指導要領に基づき、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな学習指導体制により、確かな学力の向上を図ります。ICT教育については、ICT支援員を配置し、*タブレットなどのICT機器を活用し、情報化に対応した教育の充実を図ります。

❷豊かな心の育成
- 各小中学校に不登校専任教員や*スクールソーシャルワーカーなどを配置し、不登校の対応を図るとともに、「那珂川市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止などの対策を推進します。
- すべての学校図書館に学校司書を配置し、子どもの読書に対する興味・関心を高め、想像力豊かな子どもの育成を図ります。
- 将来の夢や希望をもち、豊かな職業観と進路選択能力を育成するため、*キャリア教育を充実します。
- 幼児教育に関しては、柔軟で質の高い幼児教育の充実を図ります。

❸健やかな体の育成
- たくましい身体を育むために、基本的な生活習慣の定着を図ります。また、学校給食の衛生管理に努め、安全・安心な給食を提供し、子どもへの食育を推進します。
- 危機予測・回避能力を身につけさせるよう安全教育の充実を図ります。

❹特別支援教育の充実
- 多様な就学相談に対応するため、特別支援教育センターに専門の職員を配置し、学校及び保護者への適切な支援を推進します。また、教育ニーズに応じた指導・支援を行うため、教職員の研修を充実し、専門性の向上を図ります。

施策❷ 地域とともにある学校づくりの推進

主な取組

❶学校、家庭、地域、施設などとの連携・協働
- 各小中学校におけるコミュニティ・スクールの取組を充実し、地域に開かれた学校運営を進めるとともに、中学校ブロックを単位とした拡大コミュニティ・スクールを実施し、小中学校の連携の強化を図ります。

施策❸ 教育環境の充実

主な取組

❶学校施設の整備・充実
- 子どもの学校生活を充実させるため、教育環境の整備を進めるとともに、特にICT教育環境のさらなる充実に向けて、機器の更新や導入など、計画的な整備に努めます。

❷専門性の高い教職員の育成
- 教職員の意欲と力量の向上を図るため、研修を充実するとともに、働き方改革に伴う学校における業務改善などを図ります。

❸就学の支援
- 経済的な理由により厳しい就学環境の中で学習する子どもがいる家庭に対し、就学援助による支援を推進します。

基本施策3 目指す目標指標

全国学力・学習状況調査結果（小学生・中学生）

基準値［R1］		目標値［R7］
小学校	中学校	4教科区分で全国平均以上
算数101.1	数学93.8	
国語106.7	国語100.0	

みんなでアクション！SDGsのまちづくり

みんなでめざすアクション（市民・団体・事業者）
- ○子どもの健やかな成長を地域が見守ります。
- ○学校・家庭・地域が協力して地域の子どもの教育活動を支援します。

行政が支えるアクション
- ○いじめ、不登校の解消や就学支援など子どもの健全な育成に向け支援します。
- ○子ども一人ひとりに応じたきめ細かな教育活動の充実を図ります。

- 子どもたちが心身ともに健全に育つ学校教育を進めます。
- すべての子どもが等しく、質の高い学校教育が受けられ、「生きる力」が育つ教育環境をつくります。

市民一人ひとりが生涯学習やスポーツに参加しやすい環境をつくる



まちの現状と課題

地域が一体となって、健全な子どもを育てる教育力の向上が必要です。

●子どもたちが学校だけでなく、地域の市民とのふれあいを通じて自主性、社会性を育む環境づくりは重要であり、様々な交流活動を展開できる人材・団体の確保を含めた子どもを育てる環境の充実が必要となっています。

生涯学習拠点を活用した市民の学習活動・交流活動の拡大が必要です。

●生涯学習の中核拠点であるミリカローデン那珂川や市立公民館などを有効に活用した市民の学習活動や交流活動を推進するため、学習内容の充実、市民の施設の利用促進に向けた取組が必要となっています。

●地域の高齢者の優れた技術や経験を持った地域人材の育成・活用するとともに、市民活動団体、学校などの多様な連携による生涯学習活動の充実が必要となっています。

市民一人ひとりがスポーツ活動を通して健康になる環境づくりが必要です。

●市民がスポーツ活動を通じて、健康増進や市民交流が広がるよう、ミリカローデン那珂川屋内プールをはじめとした既存の運動施設の充実や、様々なスポーツを楽しむことができる新たな運動施設の計画的な整備が求められています。

●健康志向の高まりにあわせた、地域におけるスポーツ活動の普及・拡大を図るため、体育団体の活動の支援が必要となっています。

施策❶　社会教育の推進

主な取組

❶学校を核とした地域づくりの推進

●学校を核とした地域づくりを推進するため、地域学校協働活動推進員が中心となり、地域のコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図ります。

❷子どもの居場所の確保

●子どもがのびのびと遊べるふれあいこども館や放課後こども教室のほか、学びの場となる子どもの学習支援などを充実することで、子どもたちの安全・安心な居場所づくりを推進します。

❸家庭の教育力の向上

●家庭における教育力を高めるため、家庭教育学級の各種講座の充実を図ります。

●地域学校協働活動推進員と連携し、地域学校協働活動においても家庭の教育力向上に資する活動を推進します。

❹青少年の健全育成

●青少年の非行の防止、保護及び健全育成を図るため、青少年指導員会などの関係機関と連携を図ります。

❺社会教育関係団体の連携強化

●社会教育の推進及び地域学校協働活動の推進のため、子ども会育成会連絡協議会、PTA連絡協議会などの社会教育関係団体間の連携強化を図ります。

❻国際交流の推進

●様々な国の生活や文化の違いを学び、互いに関心を深め、国際感覚や視野を広げるため、市民の国際交流活動を支援します。

施策❷　生涯学習の推進

主な取組

❶多様な学習機会の提供

●市民のニーズにあった生涯学習機会を提供するため、高砂大学や家庭教育学級などにおける講座内容の充実を図ります。

❷ミリカローデン那珂川、市立公民館などの施設の整備・充実

●市民の学習環境を整えるため、ミリカローデン那珂川のリニューアルを進めるとともに、適切な管理及び計画的な改修により、安全で快適な生涯学習の場の提供を推進します。

❸読書活動の推進

●「子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書活動を推進するとともに、保護者や教職員、活動団体など大人を対象とした研修の実施などの支援を推進します。

施策❸　スポーツの推進

主な取組

❶総合運動公園の整備

●総合運動公園の整備について、公園整備の基本計画に基づき、整備に取り組みます。

❷スポーツ施設の整備

●市民体育館をはじめとする老朽化したスポーツ施設の計画的な改修に取り組みます。

❸市民のスポーツ活動を支える団体の育成

●市民のスポーツ活動を推進するため、体育協会などに対して支援を行います。

基本施策4 目指す目標指標

市内学校・社会体育施設利用者数（人/年）

基準値［R1］	目標値［R7］
235,000人/年	258,500人/年

みんなでアクション！SDGsのまちづくり

みんなでめざすアクション（市民・団体・事業者）	行政が支えるアクション
○子どもの体験活動や居場所づくりを推進し、地域ぐるみで子どもの健全育成に取り組みます。 ○学ぶ意欲を持ち、様々な学習機会に参加するとともに、健康増進に関心を持ち、様々なスポーツ活動に参加します。 ○生涯学習・スポーツを通じて市民の交流を広げるとともに、市民の知識や経験を活かした地域活動への還元を支援します。	○地域での社会教育活動を支援し、地域行事の活性化を図ります。 ○生涯学習・スポーツ活動の拠点となるミリカローデン那珂川や体育施設が有効活用されるよう環境整備に取り組みます。 ○市民の自主的な生涯学習・スポーツ活動を支援します。

- 地域社会の中で健全な子どもを育成します。多くの市民がスポーツ活動を実践することで市民の健やかな暮らしを充実します。
- 市民が生涯学習・スポーツ活動を通じて、自己実現のできる社会をつくります。
- 地域のパートナーシップにより、子どもを守り・育む活動を進めます。生涯学習・スポーツ活動により市民同士の交流を深め、パートナーシップを醸成します。

自然と調和した快適な都市基盤をつくる



まちの現状と課題

新たな人口の受け皿となる市街地空間の整備が必要です。

- 本市の北部は高密度な既成市街地が形成されているため、新市街地の創出により都市機能の強化と住宅地の確保を図り、「都市計画マスタープラン」に示す*コンパクト+ネットワークの都市構造を実現することが必要となっています。
- 本市の魅力のひとつである自然と都市の調和を活かすため、豊かな自然環境や優良な農地の保全を図りながら、魅力的な都市空間の創出によるまちの賑わい形成を図ることが必要となっています。
- 公共施設の案内サインの充実など、快適で便利な住環境の整備が必要となっています。
- 本市の玄関口であるJR博多南駅周辺の魅力向上・活性化に向け、博多南駅前ビルを核とした賑わいの生まれる都市空間の整備が必要となっています。

施策❶　賑わいある都市空間の形成

地方創生

主な取組

❶新市街地の創出

●「都市計画マスタープラン」に基づき、都市機能の強化と住宅地の確保を目的として新市街地の創出を目指します。道善・恵子地区は、地区計画に基づいた商業及び医療、福祉施設などの誘導とともに、公共交通の利便性を活かした住環境の整備を図ります。また、「都市計画マスタープラン」に基づき、仲・五郎丸地区など市街化区域に隣接した市街化調整区域について、新市街地の創出を検討します。

❷秩序ある土地利用の実現

●都市計画基礎調査などの結果を加味しながら、土地利用のニーズなどに合わせて、土地利用規制の見直しなどを検討します。

❸良好な都市景観形成の促進

●緑豊かな住環境の形成に向けて、市街地の緑化を推進するための事業について検討します。また、景観法に基づく制度の活用について検討します。

●新市街地整備地区については、建築協定の締結の促進やまちなみガイドラインの策定など、魅力的な市街地環境を形成するための取組を含め具体的な事業内容について検討します。

●公共空間の利活用を含めた中心市街地内の活性化や賑わい創出による良好な都市景観の形成のための取組について、事業者、団体などと連携の上、検討します。

❹案内サインなどの整備

●公募により愛称を決定した道路主要路線のサインを設置するとともに、那珂川市役所やミリカローデン那珂川などの公共施設へ総合案内サインの設置に取り組みます。

❺博多南駅前ビル周辺の活性化

●博多南駅前ビル周辺一帯のさらなる活性化に向けて、博多南駅前ビルの情報発信機能の強化や人々の交流の促進など、管理運営を行う指定管理者と連携しながら、取組の強化を図ります。

基本施策1 目指す目標指標

新市街創出に向けた事業の着手件数（件・累計）

基準値［R1］	目標値［R7］
0件	3件

みんなでアクション！SDGsのまちづくり

みんなで目指すアクション（市民・団体・事業者）

○自然と調和したまちづくりを意識し土地利用を進めます。
○事業者・団体は、行政と連携し快適な都市環境の形成を進めます。

行政が支えるアクション

○土地利用に関する計画を見直しながら計画的な土地利用を検討します。
○市民にとって安心・快適な都市空間の整備を図ります。

- 地域拠点の機能強化により、持続可能な都市基盤・生活基盤をつくります。
- 豊かな自然の保全と市街地の景観形成により、自然と共生するまちの魅力を高めます。

地域を結ぶ安全・便利な道路交通ネットワークをつくる



まちの現状と課題

利便性、安全性の高い道路網の整備と市民との協働による道路保全が必要です。

●市内の幹線道路や生活道路の利便性、安全性を高めるため、近隣自治体との連携を図る道路網の整備や市民要望に対応した道路の維持管理、通学路を中心とした歩道の整備などの環境整備が必要となっています。

●身近な生活道路の環境保全について、クリーンパートナー制度による市民団体の自発的な活動を支援・促進してきましたが、構成団体員の高齢化及び団体数が減少しており、さらなる市民参加による保全を推進していくことが必要となっています。

市民の生活交通の確保・維持が必要です。

●現在、市内の生活交通として運行しているかわせみバスに限らず、次世代公共交通や地域の特性に合った新たな公共交通についても検討し、市内の公共交通網を整備することで、市民の生活交通を確保・維持することが必要となっています。

●市内の生活交通が市内各拠点や福岡都市圏をつなぐ広域交通と効果的に連携する公共交通の体系化が必要となっています。

施策❶　道路などの整備

主な取組

❶幹線道路の整備
●主要幹線道路となる国道385号をはじめとする国道・県道の維持管理、計画されている道路の早期完成に向けた調整を図るとともに、市道などの老朽化した舗装の更新や歩道のバリアフリー化を推進します。

❷生活道路の整備
●生活道路の計画的な整備を行うとともに、道路パトロールによる危険箇所の早期発見と補修に努めます。

❸橋梁などの整備
●橋梁などの点検や補修計画に基づき、橋梁などの安全性の確保に向けた長寿命化工事を推進します。

❹道路などの環境保全
●市民団体の道路などの美化・清掃活動を支援するクリーンパートナー制度について活動場所の範囲を拡大し、団体が活動しやすいように制度改正を行い、団体の加入を促進します。

施策❷　公共交通網の整備

地方創生

主な取組

❶公共交通体系の検討、拠点間の交通ネットワークの強化
●「立地適正化計画」と連動した公共交通体系の構築を図ります。

❷生活交通の確保
●かわせみバスの乗車率を高めるため、JR博多南線との接続を考慮したダイヤ改正を実施し、利便性を確保します。
●かわせみバスが運行できない地域については、デマンド交通の運行や地域が主体となって運行する公共交通について検討を行い、市民の生活交通を確保します。

❸JR博多南線の維持・充実
●JR博多南線の利便性向上を図るため、JR博多南駅の周辺自治体で組織する博多南線交通対策協議会を通じてJR西日本に対する要望活動を推進します。

基本施策2 目指す目標指標

かわせみバス年間利用者数（人/年）

基準値［R1］	目標値［R7］
235,026人/年	271,700人/年

みんなでアクション！SDGsのまちづくり

みんなで目指すアクション（市民・団体・事業者）
○道路の危険箇所などを把握し、市と相談しながら安全対策を講じます。
○道路の美化・清掃活動に参加するとともに、公共交通を維持していくため、公共交通の利用を促進します。

行政が支えるアクション
○計画的な道路整備を進め、市民にとって安全で利便性の高い交通環境の整備を推進します。
○市民の生活交通手段を維持・確保します。

円滑に移動できる道路網の整備、公共交通ネットワークの機能強化により、持続可能な都市基盤・生活基盤をつくります。

市民との協働による道路美化を進めるとともに、公共交通を確保・維持するために、市民の利用を促進します。

安全で快適な生活環境をつくる



まちの現状と課題

良好な上下水道環境、衛生環境などの維持・管理が必要です。

●老朽化した下水道などの施設の点検・改築更新や、下水道事業の経営を効率的に行うことが必要となっています。また、下水道に対する市民意識を高め、接続促進を図ることも重要となっています。

●安全で安心な水を安定的に供給するため、水道施設の適正管理など、施設設置者に対する水質保全などに係る啓発の推進が必要となっています。

市民の憩いの場である公園の維持管理が必要です。

●市内の公園の約半数が、設置から30年以上経過しており、今後も地域の方々や子どもたちが安心して利用できる遊び場を確保するため、計画的な公園の維持管理および施設の更新が必要となっています。

木造住宅の耐震化、住宅の改修などへの支援が必要です。

●市民の住環境の改善を図るため、住宅の耐震化や住宅改修などに対する支援が必要となっています。

施策❶　清潔な生活環境の形成

主な取組

❶公共下水道の整備、下水道の安定した経営

●公共下水道などの整備については、「*ストックマネジメント計画」に基づき、計画的に点検調査及び改築更新工事を進めます。また、事業の安定した経営を継続できるよう、中・長期的な経営計画による管理を推進します。

●公共下水道への接続促進については、積極的に接続勧奨を行います。また、下水道処理区域外においては、市設置型浄化槽を整備し、公共用水域の水質保全に努めます。

❷水道水の安定供給

●水道水を継続的かつ安定して提供できるよう、春日那珂川水道企業団との連携を深めます。また、水道施設設置者に対する水道の水質衛生管理については、春日那珂川水道企業団と連携し、啓発及び推進を図ります。

施策❷　憩いとやすらぎの場の確保

主な取組

❶都市公園などの整備

●子どもの遊び場や市民の憩いの場として、安全で利用しやすい公園を維持していくため、公園施設の計画的な維持管理を進めるとともに、公園利用のルールなどについて、地元住民とともに検討・整備を推進します。

❷自然とふれあう場の整備

●那珂川の河川整備とあわせて市民が自然を身近にふれあえる場として遊歩道などの整備を検討します。

施策❸　安全で快適な住環境の創出

主な取組

❶建築物耐震化の促進

●地震などによる人的・物的被害を最小限に抑えることを目的に、住宅・建築物耐震改修促進計画に基づき、木造住宅の耐震化及び道路に面したブロック塀などの安全対策に取り組み、市民の住環境及び道路通行者の安全性を確保します。

❷住宅改修の支援

●老朽化した住宅の外壁や水回りの改修、高齢化に伴うバリアフリーへの改修などを支援し、市民の住環境の改善及び地域経済の活性化を図ります。

基本施策3 目指す目標指標

那珂川沿いの散策路の整備延長（m・累計）

基準値[R1]	目標値[R7]
2,000m	5,000m

みんなでアクション！SDGsのまちづくり

みんなで目指すアクション（市民・団体・事業者）

○水資源を大切に使うとともに、節水を心がけます。
○住宅の耐震化を進めます。
○公園利用のルールを守り、安全で利用しやすい公園を維持します。

行政が支えるアクション

○水道施設の整備・更新、下水道の整備を進めるとともに、下水道への接続・合併処理浄化槽の設置を促進します。
○災害に強い良質な住環境づくりを支援します。
○公園の安全な環境を整備します。

6 上下水道環境などの維持・管理により、安全な衛生環境を継続します。

11 市民の安全で快適な生活環境を充実するとともに、住宅の耐震化を進めることにより、安全・安心で災害に強い良質な住環境づくりを推進します。

15 市民の自然とのふれあいの場である公園の安全な環境を整備します。

市民目線に立った行政運営を推進する


まちの現状と課題

多様化する市民ニーズに対応できる行政運営の効率化が必要です。

●市民の求める行政ニーズの多様化や地方創生など新たな戦略的まちづくりが求められる中、これらに対応できる職員の資質の向上や民間活力の導入を含めた柔軟性のある組織体制づくりが必要となっています。

●市民との協働のまちづくりを推進するためには、まちづくりに関わる意識の高い職員を育成し、市民との地域活動に対する連帯感を醸成することが求められています。

●福岡都市圏の近隣自治体における共通の課題については、広域のスケールメリットを活かした連携による課題解決に向けた取組の検討が必要となっています。

財源を有効に活用した、持続可能な財政基盤の強化が必要です。

●限られた財源を有効に活用し、自主的なまちづくりを展開していくために、経常経費の削減や計画的な財源の配分、徴収体制の強化など、持続可能で健全な財政基盤の強化が必要となっています。

●老朽化が進む公共施設など、本市の保有財産について、中・長期的な視点をもって有効活用していくため、計画的な維持管理が必要となっています。

情報技術を活用した、行政運営の効率化、行政サービスの向上が必要です。

●今後のICTの進展を見据え、行政のデジタル化の推進が求められており、*AI、*RPAなどの情報技術の導入、マイナンバーカードの活用による、行政運営の効率化、行政サービスの質の向上など、*デジタル・ガバメントの推進が必要となっています。

市民のまちづくりへの関心を高める広報・広聴活動が必要です。

●市民とともにまちづくりを進めるため、広報紙、ホームページ、*SNS、テレビのデータ放送など、様々な媒体を通じて市民が必要とする情報をわかりやすく提供することが求められています。また、市民の市政への関心が高まる広報活動を進めるとともに、市民からの幅広い意見を集める広聴活動の充実が求められています。

●市民の政治への関心を高めていくためには、より透明性が高く、わかりやすい市議会の情報を伝えていく必要があります。

市民ニーズの多様化にあわせた行政サービス提供体制の充実が必要です。

●市民の生活様式の多様化にあわせ、休日開庁やコンビニでの証明書交付、行政手続の総合窓口の充実など、市民目線に立った行政サービスを拡大し、市民の満足度の高い行政サービスを提供していくことが必要となっています。

総合計画の実効性を高める組織マネジメントと目標管理の強化が必要です。

●総合計画の各施策の着実な推進を図るため、*PDCAサイクルによる施策に対する行政評価、職員の施策実現に係る業績評価など、政策実現に向けたマネジメントのできる環境整備が必要となっています。

施策❶　効率的な行政運営の推進

主な取組

❶組織力の向上
●社会変化に対応した柔軟な行政運営ができる組織力を高めるため、業務に適応した職員配置を含めた組織機構の改善を図ります。

❷行政職員の資質向上
●多様化する市民ニーズに的確に対応できる職員の資質向上を図るため、働き方改革の実施により職場環境を整え、有能な人材を確保するとともに、人事評価制度を活かした人材育成、活性化を推進します。

❸業務効率化に向けた改善
●行政改革基本方針に基づき、取組状況について進捗を管理するとともに、業務改善に向けて*AIや*RPAなどの活用を検討します。

❹広域行政の推進
●福岡都市圏広域行政推進協議会を通じ、庁内における国・県への提言事項を整理・提言するとともに、近隣自治体に共通する課題に対する行政事務の広域化を検討します。

施策❷　健全な財政基盤の確立

主な取組

❶計画的な財政運営の推進
●社会情勢の変化、国や県の施策の動向、本市の状況などを考慮した中・長期的な財政計画による計画的な財政運営を推進します。

❷市税の適正な賦課・徴収の推進
●市税の適正な賦課・徴収を実施するため、担当職員のさらなる専門知識の習得とスキルアップを通じ、賦課・徴収体制の強化を図ります。

❸保有資産の有効活用と適正管理
●「公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設などの保有財産を適正に管理するため、長寿命化、費用の縮減、予防保全を基本とした施設管理を推進します。
●財産管理と基金などの運用にあたっては、国内外の金融情勢などを注視し、リスクを回避し、堅実な運用を推進します。

❹自主財源の確保・拡大
●ふるさと応援寄附金制度について、国の基準に基づき、魅力ある返礼品の提供や寄附サイトの運営に取り組みます。

❺入札・契約事務の適正化
●市民から信頼される行政運営や地域経済の活性化を担う企業の健全な発展を図るため、継続的に入札・契約事務の適正化に取り組みます。

❻適正な基金残高の確保
●今後の新たな行政需要に適切に対応していくため、適正な基金残高の確保に努めます。

施策❸　情報ネットワークの適正な活用

主な取組

❶情報化社会に対応した行政運営の推進
●*グループウェアなどの情報ネットワーク、*タブレットの活用などにより、情報共有、庶務的事務の効率化を図ります。

❷*デジタル・ガバメントの推進
●国・県、近隣自治体の動向を踏まえ、マイナンバーカードの活用を図るとともに、デジタル・ガバメントの推進に努め、市民サービスの充実を図ります。

❸情報セキュリティの確保
●職員の情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、継続して研修などを実施します。

基本施策4 目指す目標指標

市民満足度の平均値（点/年）

基準値[R1]	目標値[R7]
3.06点/年	3.13点以上/年

みんなでアクション！SDGsのまちづくり

みんなで目指すアクション（市民・団体・事業者）
○行政サービスの理解を深め、適正なサービスの活用を進めます。
○広報紙などにより行政情報を共有し、協働に向けて行政運営に参画します。

行政が支えるアクション
○市民満足度の高い行政サービスの高度化を図ります。
○市民への行政情報の共有化を進め、協働のまちづくりの機会の拡大を図ります。

10 人や国の不平等をなくそう
市民に公平な行政サービスを提供できる行政運営の高度化を進めます。

17 パートナーシップで目標を達成しよう
行政情報を共有し、市民との協働によるまちづくりを広げます。

施策❹ 広報活動の推進と広聴活動の充実

主な取組

❶広報活動の推進
- ●市民に効果的な情報提供が行えるよう、新たな広報戦略に基づく、広報紙、ホームページ、*SNS、テレビのデータ放送などのそれぞれの特性を活かした広報展開を推進します。

❷広聴活動の充実
- ●インターネットやSNSなど新しいツールを活用し、より多くの意見やニーズを把握していく仕組みを充実し、市民の市政への関心と参画を図ります。

❸議会情報の提供と円滑な議会運営の推進
- ●市議会の情報を市民にわかりやすく伝えるため、議会映像のインターネット配信、ホームページにおける情報公開を推進します。

❹情報公開制度の適正な運用
- ●行政の透明性確保のため、情報公開制度における公文書の開示などにおいて個人情報などの情報を保護し、適正な情報の公開を推進します。

施策❺ 窓口サービスの充実

主な取組

❶コンビニ交付、休日開庁など、市民目線に立った利用しやすい行政サービスの推進
- ●コンビニ交付サービスを継続して実施していくとともに、年度末の休日開庁など市民ニーズに即した行政サービスの充実を図ります。

❷総合的な行政窓口の充実
- ●現在、実施している行政手続のワンストップサービスの窓口を検証し、さらなるワンストップ化、窓口サービスの向上を図ります。

施策❻ 実効性の高い行政運営の推進

主な取組

❶組織マネジメントの充実
- ●職員の行政運営に対するモチベーションを高めるため、職員の能力評価、業績評価を人事評価に反映できるマネジメントシステムを検討します。

❷行政評価制度の推進
- ●総合計画の適正な目標管理及び効果検証ができる行政評価制度を検討します。

豊かな自然環境を受け継ぎ、活かす社会をつくる



まちの現状と課題

災害から市民の暮らしを守るため、森林の役割を発揮できる環境整備が必要です。

●森林の山地災害防止や*水源の涵養などの機能を十分に発揮させ、自然と共生した生活を守るため、荒廃森林の整備、森林被害対策や災害危険箇所の事前把握などの対策が必要となっています。

河川環境保全などに対する市民意識の向上と環境保全活動などへの参加促進が必要です

●美しい河川に棲むかわせみ、ホタルなどの多様な生物は、本市の貴重な財産であり、多くの市民が愛着を持っています。今後も、河川環境を守り、自然と共生するまちづくりを進めるために、環境教育などを通した市民意識の向上を図るとともに、市民の環境保全活動などへの参加の拡大が必要となっています。

施策❶　森林環境の保全

主な取組

❶森林の公益的機能の保全

●*水源涵養機能や土砂災害防止機能、森林が保有する多面的・公益的機能などを長期的に発揮できる森林の整備を進めるため、森林環境税などを活用し、森林の間伐や森林に侵入する竹林の対策を進めます。

❷森林乱伐・乱開発の防止

●「森林法」及び「那珂川市森林等の土地保全条例」などに基づき、関係業者への指導を徹底し、森林の乱開発の防止に努めます。また、林地パトロールを強化することで、森林被害対策や災害危険箇所を事前に把握し、対策を進めます。

施策❷　河川環境の生物多様性の保全

主な取組

❶河川環境の保全

●市民の環境を守る意識の高揚や郷土愛を育む機会として、市民団体（川を住民の手で美しくする会）などを中心とした河川清掃活動への支援を推進します。また、同じ河川水系自治体である福岡都市圏構成自治体と連携し、*海洋プラスチック問題などの環境問題に係る河川環境保全の意識高揚を図ります。

❷*生物多様性の保全

●生物多様性の保全に対する意識高揚に向けて、ホームページ、広報紙などへの掲載や環境フェアなどのイベントを通じて周知、啓発活動を進めます。

基本施策1 目指す目標指標

森林経営計画の策定面積（ha）	基準値［R1］	目標値［R7］
	1,420.9ha	2,056.0ha

みんなでアクション！SDGsのまちづくり

みんなで目指すアクション（市民・団体・事業者）

○豊かな森林・河川を守る意識を持ち、保全活動に参加します。
○森林や河川を乱さず、守り育てる、植樹や自然景観を保全する団体活動に参加します。

行政が支えるアクション

○森林・河川の保全のための環境整備に取り組みます。
○市民・事業者の保全活動を支援します。

13　森林の適正な保全と活用により、自然災害の適応力を強化し、地球温暖化対策に貢献します。

15　森林の多面的機能を保全するとともに、森林・河川に関連する生態系を守ります。

環境に配慮した地域社会をつくる

基本施策2　環境保全



まちの現状と課題

＊3R活動をさらに推進するための環境づくりが必要です。

●ごみの分別・減量化の推進を図るため、広報紙などを通じて正しいごみの出し方を市民一人ひとりが意識するための啓発活動が必要となっています。また、3R活動を市民一人ひとりが周知していくことが必要となっています。

自然環境への負荷の少ない暮らしを目指したまちづくりが必要です。

●地球温暖化などにより自然環境が変化する中、市民・事業者・行政が一体となった温室効果ガス排出削減に向けた省エネルギー対策などの環境保全活動の充実が必要となっています。

●廃棄物の違法な野外焼却の防止、不法投棄防止パトロールの継続実施及び市民への環境保全に係る啓発活動が必要となっています。

施策❶　廃棄物の減量と3R活動の推進

主な取組

❶廃棄物の減量化の推進

●広報活動を通じ市民や事業者に対してごみの正しい分別・収集について啓発を継続するとともに、＊食品ロスに係る啓発、多量排出事業者への廃棄物の減量の指導、助言などを行いながら、廃棄物の減量化を進めます。

❷＊3R活動の推進

●市民の3R活動を推進するため、各地域での出前講座の実施、広報活動などにより啓発を進めます。

❸廃棄物の適正処理

●福岡都市圏南部環境事業組合を通じて、適正な廃棄物の処理を進めます。

施策❷　環境の保全と公害対策

主な取組

❶地域環境保全の推進

●環境保全推進委員を中心とした地域活動との連携を図り、環境美化、ペットのマナーアップ、不法投棄防止など、地域の環境保全を進めます。

❷温室効果ガス排出削減の促進

●「環境基本計画」及び「地球温暖化防止対策実行計画」の進捗状況を踏まえ、＊脱炭素社会の実現に向け、ホームページ・広報紙などへの掲載や環境フェアなどのイベントを通じて啓発を推進し、温室効果ガス排出量削減に取り組みます。

❸公害などへの対策

●水環境保全のため、主要河川の水質検査を行い、検査結果に基づき、県と連携しながら、必要な対策を講じていきます。また、不法投棄防止の看板設置やパトロールを実施し、違法な野外焼却や不法投棄の防止に努め、あわせて広報・啓発活動を行います。

基本施策2 目指す目標指標

リサイクル率（%/年）

基準値［R1］	目標値［R7］
14.9%/年	20.0%/年

みんなでアクション！SDGsのまちづくり

みんなで目指すアクション（市民・団体・事業者）

○日常生活の中での身近な環境保全として、廃棄物の減量化、3R活動に取り組みます。
○環境を守る意識を持ち、省エネルギー対策などに取り組みます。
○事業者は、市民とともに環境負荷軽減に向けた活動に取り組みます。

行政が支えるアクション

○廃棄物を減量化・資源化するため、適切な廃棄物の処理方法や3Rに対する啓発に取り組みます。
○省エネルギー対策の促進に向けた活動を支援します。
○市民などと一体となった環境保全活動を推進します。

- 12 つくる責任 つかう責任：市民、事業者、行政の廃棄物の減量化・3Rの意識を高め活動を拡大します。
- 13 気候変動に具体的な対策を：温室効果ガス排出削減に向けた省エネルギー対策などの環境保全活動に取り組みます。
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう：市民・事業者・行政が一体となり、環境負荷の少ない持続可能な社会の構築を目指します。

自然資源を活かした農林業を振興する



まちの現状と課題

持続できる農業経営基盤・生産基盤の強化、収益性の高い作物への転作、農産物の販路拡大など農業の活性化が必要です。

●農業従事者の高齢化に伴う、担い手不足を解消するため、就農支援による新規就農者の育成が必要となっています。また、増加傾向にある荒廃農地の解消に向けた取組が必要となっています。

●農業の安定した収益を確保していくため、収益性の高い作物への転作、既存の直売施設などを中心とした流通販売ルートの拡大が必要となっています。

森林環境を整備するため、林業分野への就業を推進する林業サイクルの確立及び林業の活性化に向けた市産材の販路拡大が必要です。

●市民の暮らしを守る森林の役割を発揮できる環境を整備するため、林業分野の就業を通じた森林保全の仕組みづくりが必要となっています。

●持続可能な森林保全や里山保全活動を展開できる林業経営を目指すため、市産材の利用を促進するほか、市外への市産材の販路拡大が必要となっています。

地方創生

施策❶　農業の振興

主な取組

❶新規就農、就農希望者の育成・確保

●認定新規就農者については、「人・農地プラン」に基づき農地を集積し、作付け計画、所得目標の達成を図ります。さらに、関係機関と連携し、新規就農者の技術向上、経営相談などのサポート体制を強化します。

❷所有権の移転、利用権の設定などによる農地集積

●農業の担い手に対し、空き農地を紹介することで、農地の集積率の向上を図ります。

●農地の情報をもとに地域ごとの意向・意見を踏まえ、実効的な「人・農地プラン」を作成することで、担い手へ農地を集積します。

❸有害鳥獣対策の強化

●有害鳥獣捕獲活動の継続、イノシシの侵入防止柵の配布など、有害鳥獣対策の強化を図ります。

❹荒廃農地の解消

●農地所有者へ荒廃防止に向けた指導を行うとともに、所有者が管理することが難しくなった農地を担い手に集積し、荒廃農地の解消、農地の荒廃化を防止します。

❺収益性の高い作物への転作、特産品のPR・販路拡大

●主食用米から収益性の高い作物への転作を推奨します。また、やまももやヤーコンなどの特産品については、市内の直売施設での販売などに限らず、市外への販路拡大を検討します。

❻農福連携の検討

●農業における人手不足解消などを図るため、障がいのある人や高齢者などの働く場を提供するなど、農業従事者と福祉団体などと連携する農福連携を検討します。

❼地産地消の推進

●市内の農作物及び生産者などの情報を市内店舗、消費者に提供し、市民直結型農業を目指し、地産地消の推進を図ります。

地方創生

施策❷　林業の振興

主な取組

❶林業サイクルの確立

●「那珂川市内の公共建築物などにおける木材の利用の促進に関する方針」に基づき、公共施設の市産材の利用量の増加を推進します。

❷林業の担い手の育成・確保

●福岡県広域森林組合や林業研究会、女性林業研究グループなどと連携し、市産材を活用した取組を検討し、林業従事者の裾野の拡大を図ります。

❸市産材の利用促進

●森林組合と連携し、公共施設を中心とした市産材の利用を促進します。また、市産材のブランド化を進めるにあたり、森林組合や市内の工務店、家具メーカーなどと連携し、那珂川ヒノキをはじめとする市産材の販路拡大を推進します。

基本施策3
目指す目標指標

新たな認定新規就農者数
（人・累計）

基準値［R1］	目標値［R7］
0人	6人

みんなでアクション！SDGsのまちづくり

みんなで目指すアクション（市民・団体・事業者）

○市内の農地を守る意識を持ち、農業を応援するため，地産地消に取り組みます。
○事業者は、収益性の高い農産物の開発に向けた取組を進めます。
○森林・農地の保全に向けた活動に参加します。

行政が支えるアクション

○農林業の生産性の向上や担い手を支援します。
○収益性の高い作物への転作を推奨します。
○市産材の公共施設への利用を拡大するなど森林資源の持続可能な管理を推進します。

農業の担い手不足を解消し、生産性を高めることで持続可能な産業として活性化します。
環境と産業の両面から林業の担い手人材を確保します。

新しい技術や人材の導入による収益性の高い農業を育てます。
環境保全の視野にたった林業経営を見直し、持続可能な産業として活性化します。

農業の振興により自然資源の持続可能な管理を行います。
林業の振興により森林資源の持続可能な管理を行います。

地域の経済・雇用を支える 産業を創出・育成する



まちの現状と課題

地域の雇用を支える企業の育成・誘致が必要です。

●中小企業は事業承継などの課題に直面する企業が多いことから、本市の雇用環境を将来にわたって安定させるため、地元の中小企業の経営基盤の強化や新たな企業の誘致が必要となっています。

地域の産業を活性化する新たな起業の育成、地場産業の*イノベーションが必要です。

●*働き方改革による多様な働き方の変化、ICT技術の進展を背景に、将来の成長産業につながる起業育成、既存の地場産業のイノベーションの支援が必要となっています。

地域資源を活かした観光振興を図り、域内消費を拡大することが必要です。

●観光による休日滞在人口の拡大のため、「水源地域振興基本構想」に基づき、五ケ山クロス周辺や中ノ島公園などを拠点に、自然などの地域資源を活かした観光商品を開発するとともに、多様な主体との連携を図り、周遊性を高め、滞在時間の延伸と観光消費の拡大に向けた取組が必要となっています。

施策❶　商工業の活性化

地方創生

主な取組

❶商工業の活性化

●市内の商工業を活性化するため、プレミアム商品券発行などの商工会活動を支援するとともに、農業・商工業が連携した交流イベントや特産品の販売を促進します。

❷中小企業の育成・支援

●中小企業の経営基盤の強化のため、商工会による経営指導などの各種相談体制を支援するとともに、各種融資制度の周知活用を促進します。

❸企業誘致と雇用の確保

●企業誘致については、継続して関係機関と連携を取りながら、積極的な情報発信と情報収集に取り組みます。

施策❷　新たな起業の育成支援

地方創生

主な取組

❶起業・創業者の育成支援

●商工会との連携による創業塾を引き続き開催するとともに、創業後の本格的な事業化に向け、個別のフォローアップを推進します。

●起業育成の拠点である博多南駅前ビルの活動を拡大し、幅広い交流機会の創出を図ります。

❷地場産業の*イノベーション支援

●地場産業のイノベーションを支援するため、市内の企業と幅広い分野の起業家・金融機関と*マッチングする交流機会を推進します。

施策❸　地域資源を活かした観光の開発

地方創生

主な取組

❶観光情報の発信

●観光ルートマップやリーフレット、*SNS・ホームページなどを活用して観光に関する情報とあわせて市内の様々な情報を発信し、本市の観光の魅力を印象づける訴求力のある地域*ブランディングの確立と域内の周遊性を高めることを推進します。

❷体験テーマ型ツーリズムの実施

●豊かな自然を活かしたアウトドアツーリズムを中心に、主要施設周辺でのトレッキングやサイクリングなどの環境整備に努めます。

❸五ケ山クロスを核とした滞在型観光の推進

●五ケ山クロスを起点に、市内の観光拠点や施設を周遊する滞在型観光を推進し、域内消費の拡大を推進します。

❹周辺自治体との広域連携による観光の検討

●観光連携協定を締結した佐賀県吉野ケ里町を中心に、国道385号や脊振山系で繋がる周辺自治体との連携による広域的な観光振興を検討します。

基本施策1 目指す目標指標

創業者数（事業者・累計）	基準値［R1］	目標値［R7］
	24人	60人

みんなでアクション！SDGsのまちづくり

みんなで目指すアクション（市民・団体・事業者）

○商工会などが行うイベントなどの取組を支援します。
○事業者は異業種間の交流・連携を広げることで新たな事業への展開を検討します。
○観光事業者は、関係事業者と連携し、市内の観光拠点を周遊する滞在型観光を推進し、域内消費を拡大します。
○本市の観光資源に対する理解を深め、観光の魅力を発信します。
○新たな観光の魅力を広げるため、市内外の多様な主体の連携を拡大します。

行政が支えるアクション

○商工会と連携し、中小企業の経営改善や新たな創業を支援します。
○市内に進出する企業を誘致し、雇用拡大に取り組みます。
○観光事業者との連携により、観光商品・サービスの充実を図ります。
○効果的な 観光PR 活動を推進することで交流人口の増加を図ります。
○関係課と連携し、観光から交流人口を増加させながら、*関係人口、定住人口につながるような施策の展開を検討します。

- 新たな起業や地場産業の活性化による地域の雇用をつくります。また、市内の観光需要を増やすことで、商品・サービスの消費を生み出し、雇用を拡大します。
- 起業サポートによる社会変化をとらえた新たな産業の技術革新を拡大します。
- 自然資源を活かした観光振興により、市内外に自然の豊かさを発信します。
- 官民連携した観光開発を進めるとともに、観光による人の流れをつくることで多様な主体の連携を広げます。

歴史・文化・芸術を通じた多彩な交流を広げる



まちの現状と課題

市民一人ひとりが文化・芸術を通じて交流するまちづくりが必要です。

●文化・芸術活動の参加機会を充実するとともに、文化・芸術イベントなどによる、市内外の人の交流の拡大が必要となっています。

歴史遺産を次の世代へ継承するための適正な保存と活用が必要です。

●国史跡である安徳大塚古墳及び安徳台遺跡、日本遺産の構成文化財のひとつである裂田溝、県指定民俗文化財である岩戸神楽など、貴重な歴史遺産を次の世代に継承するため、文化財の保存に向けた環境を整備するとともに、市内外への周知が必要となっています。

●本市の歴史、郷土に対する愛着や誇りを醸成し、市民共有の財産として後世に継承していくため、「那珂川市史」の編さんを行うことが必要となっています。

施策❶　文化・芸術活動の充実

主な取組

❶文化・芸術団体の育成・支援・連携

●文化協会に加盟する文化・芸術団体の活動を支援するとともに、文化・芸術イベントなど、多くの人々が文化・芸術を通じて交流できる機会の充実を図ります。

施策❷　歴史遺産の保存とまちづくりへの活用

主な取組

❶歴史・文化の保護と継承

●本市の貴重な歴史遺産を保護するとともに、岩戸神楽の継承活動などを支援し、観光施策などへの活用を推進します。

❷文化財を活用したまちづくりの推進

●国史跡である安徳大塚古墳及び安徳台遺跡の保存や周辺環境の整備について、国・県と連携・協力を図るとともに、文化財を活かした歴史講座やイベントを拡大し、市内外へ歴史・文化の魅力を発信し、交流人口の拡大を図ります。

❸那珂川市の歴史への誇りの醸成

●「那珂川市史」の編さん・発行について、市民が本市の歴史について理解を深めるとともに、郷土愛を育むための手段として活用を図ります。

基本施策2 目指す目標指標

市民文化祭参加者数（人/年）

基準値［R1］	目標値［R7］
9,084人/年	10,000人/年

みんなでアクション！SDGsのまちづくり

みんなで目指すアクション（市民・団体・事業者）

○市内の文化・芸術活動へ参加するとともに、歴史・文化に興味を持ち、学習機会に参加します。
○市の歴史や文化を学び、次の世代へ継承する活動に取り組みます。

行政が支えるアクション

○市民の文化・芸術団体を支援し、発表会などの交流機会の運営を支援します。
○歴史遺産の調査や保存・管理を進め、次の世代への継承に取り組むとともに市内外の人の理解と関心を高め、交流人口の拡大を図ります。

幅広い市民が文化・芸術活動を通じた交流が広がる環境をつくります。
市内の歴史遺産の理解を深め、次の世代に継承します。

官民連携し、まちの歴史文化を発信し、市内外の人の交流を拡大します。

地域とつながりを築き、交流するまちをつくる



まちの現状と課題

那珂川ファンを拡大するため、都会に近接しながら『農ある暮らし』のできる本市の魅力を体感できる機会の拡大が必要です。

●市外からの那珂川ファンを拡大するため、農業体験などの定期的な交流活動を通じて、「農ある暮らし」の魅力を発信し、市外からの新たなひとの流れをつくることが必要となっています。

地域特性にあわせた移住・定住促進と*関係人口づくりが必要です。

●南畑地区の自然や農村に関心を持つ都市住民の移住・定住を促進するため、移住交流促進センターなどによる交流活動や効果的な情報発信を継続していくことが必要となっています。

●市外の人が本市の取組に様々な形で関わる「*関係人口」の増加に向けた取組が注目されており、*SNSなどを活用した情報発信や地区の交流活動を充実し、市外からの人材還流を促す取組が必要となっています。

●市外から移住・定住を促進するため、住宅取得への支援が必要となっています。

博多南駅前ビルなどを拠点とした幅広い人材の交流拡大が必要です。

●博多南駅前ビルなどを拠点に、新たな人の流れの創出や働く場の提供により、様々な人々が交流していますが、継続した市民の主体的な活動や多種多様なネットワークの構築などの支援が求められています。

地方創生 施策❶ 「農ある暮らし」の拠点形成と市外からの交流の促進

主な取組

❶農業体験を通じた定期的な市外者との交流活動の開催

●市外の人が、農作物収穫体験などの交流イベントを通じて、本市へ来訪する機会を創出します。

地方創生 施策❷ 移住・定住の環境づくりの強化

主な取組

❶移住・定住イベントの実施

●首都圏からの移住希望者や福岡都市圏在住者をターゲットに南畑地区の市民などとの交流イベントを推進します。

❷移住促進活動の強化

●移住交流促進センターによる南畑地区の移住に関する情報発信・相談対応を行うとともに、移住可能な空き家物件に関する調査・発掘を推進します。また、定住化に向けた住宅取得に対する支援を検討します。

❸移住希望者との*関係人口の創出

●移住交流促進センターが移住希望者の案内人となり、福岡都市圏在住者をターゲットに南畑地区の農業活動などの定期的な交流機会を促進し、地域と移住希望者のマッチングを推進します。

地方創生 施策❸ 幅広い人材の交流拡大によるまちづくりの活性化

主な取組

❶博多南駅前ビルなどを拠点とした多様な人材の交流ネットワークの構築

●博多南駅前ビルなどを活用した市民の主体的な活動を支援し、産業や文化など幅広い分野の人々が交流活動を広げることで、市内外の人材の多種多様なネットワークを構築し、まちづくりの活性化を図ります。

基本施策3 目指す目標指標

移住促進事業による南畑地区への移住世帯数（世帯・累計）

基準値［R1］	目標値［R7］
17世帯	35世帯

みんなでアクション！SDGsのまちづくり

みんなで目指すアクション（市民・団体・事業者）

○関係団体は、本市の中山間地域の魅力を情報発信し、交流活動などを通じて持続可能な社会をつくります。
○移住交流促進センターを中心に*関係人口づくり、移住促進活動を進め、自然の豊かさを保全します。
○市外の関係人口となる那珂川ファンを増やします。

行政が支えるアクション

○中山間地域における移住・定住活動を支援し、人口増加に向けた取組を推進します。
○自然に関心を持つ、市内外の人との交流・定住に向けた取組を支援します。
○市外者などとの人材交流による関係人口づくりを支援します。

人口が減少する中山間地域への交流人口、関係人口から移住・定住人口を増加させることで持続可能な社会をつくります。

自然への関心の高い人材との交流やつながり、移住・定住を広げることで自然の豊かさを守ります。

自然に関心を持つ市外者などとの人材交流を広げ、移住・定住を促しパートナーシップを高めます。

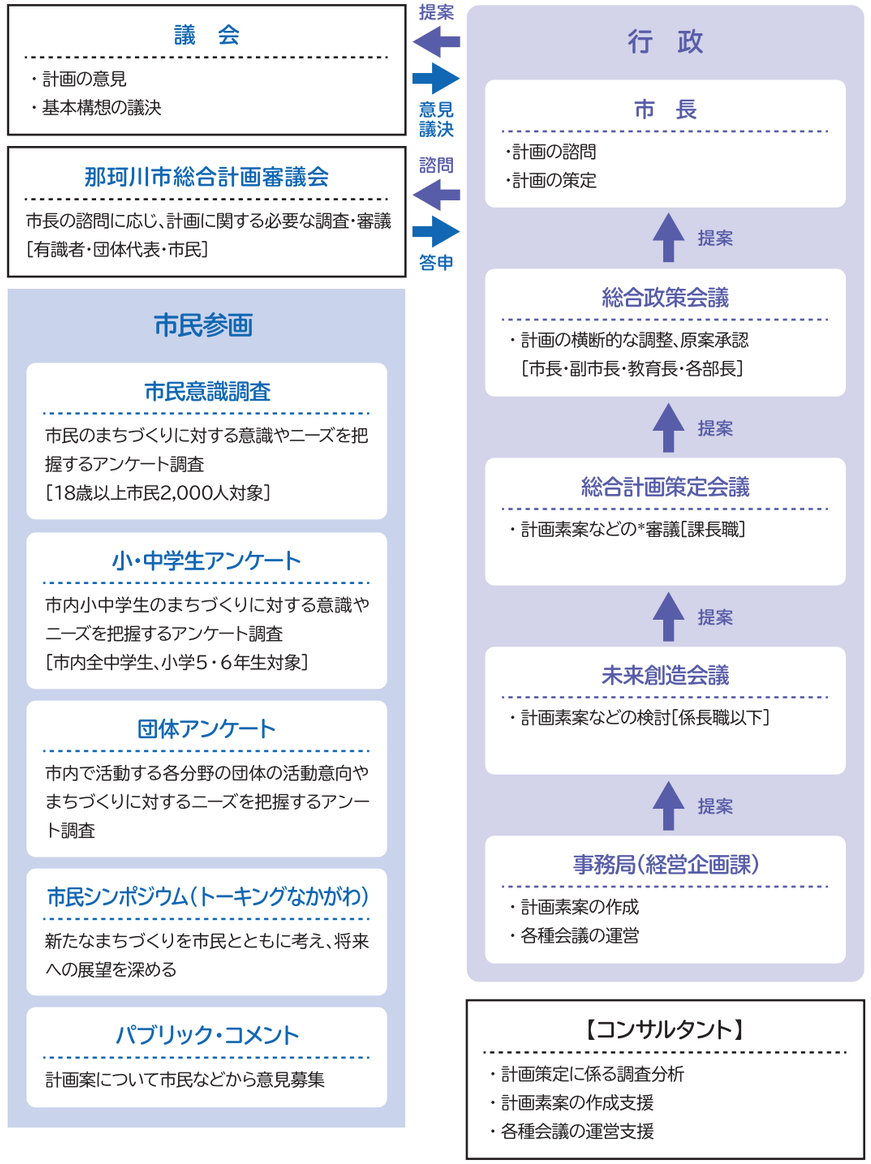


資料編

1 那珂川市総合計画策定体制
2 那珂川市総合計画策定経過
3 那珂川市総合計画審議会
4 市民参画
5 語句解説集

NAKAGAWA SMILE

■那珂川市総合計画策定体制



令和２年４月１日現在

●那珂川市総合計画審議会委員

No	区分	氏名	所属・役職
1	学界	（会長） 包清　博之	九州大学大学院 芸術工学研究院 教授
2		（副会長） 芋生　修一	福岡教育大学　特任教授
3	各種団体	長渡　公子	那珂川市立小・中学校PTA連絡協議会
4		池田　穂波	那珂川市婦人会
5		河野　通博	那珂川市社会福祉協議会
6		野尻規久子	那珂川市民生委員児童委員連合協議会
7		工藤　昭男	那珂川市商工会
8		眞鍋　和彦	筑紫農業協同組合（ゆめ畑那珂川店）
		藤野　義信	那珂川市区長会※1
9		谷川　義和	那珂川市区長会※2
10		天野　時生	那珂川市区公民館連絡協議会
11	一般公募	木村　正信	市民
12		角田　祐介	市民
13		熊谷　吉幸	市民
14		濱中　美紀	市民

※1 令和2年3月まで　※2 令和2年4月から

●総合計画未来創造会議

No	所属	役職	氏名
1	総務課	主任主事	福田　良介
2	財政課	課長補佐	砂場　寛行
3	収納課	主事	羽根　大翔
4	人権政策課	主任主事	吉牟田　徹
5	福祉課	係長	長濱　舟作
6	高齢者支援課	主任主事	別府　久美子
7	子育て支援課	主任主事	篠原　歩
8	建設課	技師	辻　小夏
9	産業課	係長	森山　亮之
10	都市計画課	係長	岩橋　慶信
11	都市計画課	主任主事	栗田　大
12	都市計画課	主事	森山　光
13	地域づくり課	主任主事	小田　澪史
14	教育総務課	主任主事	岡本　諒
15	学校教育課	主任主事	小山　祐子
16	社会教育課	主任主事	松下　亮二
17	文化振興課	主任主事	古賀　秀幸
18	運動公園整備推進室	係長	松野　哲也

●総合計画策定会議

No	所属	役職	氏名
1	総務部	部長	川口　省二
2	経営企画課	課長	荒木　俊幸
3	財政課	課長	小川　明也
4	市民課	課長	伊藤　拓己
5	福祉課	課長	春﨑　幸二
6	都市計画課	課長	桐谷　圭一
7	教育総務課	課長	石橋　小百合※1
8	学校教育課	課長	古屋　正文※2

※1 令和2年3月まで　※2 令和2年4月から

2 那珂川市総合計画策定経過

■那珂川市総合計画策定経過

期　日	内　容
令和元年6月6日	■第1回未来創造会議 ・第5次那珂川町総合計画のふりかえり、職員アンケート(案)の検討
令和元年9月～10月	■市民意識調査 ■小中学生アンケート調査の実施
令和元年10月8日	■トーキングなかがわ2019の実施
令和元年10月30日	■第2回未来創造会議 ・将来像(案)についての検討
令和元年11月21日	■第1回　総合計画審議会 ・委嘱状交付　・審議会会長・副会長の選出　・基本構想諮問 ・第5次那珂川町総合計画のふりかえり
令和元年11月28日	■第1回　総合計画策定会議 ・第5次那珂川町総合計画のふりかえり　・将来像(案)についての協議
令和2年1月9日	■第2回　総合計画策定会議 ・将来像(案)についての協議
令和2年1月29日	■市長ヒアリング
令和2年2月6日	■第2回　総合計画審議会 ・将来像(案)についての審議
令和2年2月14日	■第3回未来創造会議 ・将来像(案)、施策大綱(案)についての検討
令和2年2月21日	■第3回　総合計画策定会議 ・将来像(案)、施策大綱(案)についての協議
令和2年2月27日	■第4回未来創造会議 ・施策大綱(案)についての検討
令和2年2月～3月	■令和2年度行政評価実施
令和2年3月6日	■第4回　総合計画策定会議 ・施策大綱(案)についての協議
令和2年3月17日	■第5回　総合計画策定会議 ・施策大綱(案)についての協議 ■第3回　総合計画審議会 ・将来像(案)、施策大綱(案)についての審議
令和2年6月2日	■第4回　総合計画審議会 ・施策大綱(案)についての審議
令和2年6月23日	■第5回　総合計画審議会 ・施策大綱(案)についての審議
令和2年6月25・26日	■第5回未来創造会議 ・基本構想(案)報告
令和2年6月26日	■第6回総合計画策定会議 ・基本構想(案)報告
令和2年6月30日	■総合計画審議会会長より、基本構想の答申
令和2年6月30日～ 7月29月	■基本構想に関するパブリック・コメント
令和2年8月26日	■第6回未来創造会議 ・基本計画(案)についての検討
令和2年8月～9月	■団体アンケート調査
令和2年9月	■議会 ・基本構想の議決
令和2年9月30日	■第7回総合計画策定会議 ・基本計画(案)審議
令和2年10月14日	■第8回総合計画策定会議 ・基本計画(案)審議
令和2年11月5日	■第6回　総合計画審議会 ・基本計画諮問　　・基本計画(案)についての審議
令和2年11月20日	■トーキングなかがわ2020
令和2年11月30日	■議会(全員協議会) ・基本計画(案)の報告
令和2年12月21日	■第7回　総合計画審議会 ・基本計画(案)についての審議
令和2年12月28日～ 令和3年1月27日	■基本計画に関するパブリック・コメント
令和3年1月22日	■第9回総合計画策定会議 ・基本計画(案)審議
令和3年1月29日	■第10回総合計画策定会議 ・基本計画(案)審議
令和3年2月19日	■第8回　総合計画審議会　【書面審議】 ・基本計画(案)についての審議
令和3年3月1日	■総合計画審議会会長より、基本計画の答申

3 那珂川市総合計画審議会

■那珂川市総合計画審議会設置条例

○那珂川市総合計画審議会設置条例

（昭和45年12月26日条例第27号）

改正　昭和48年6月3日条例第11号　昭和59年3月19日条例第12号
平成3年5月15日条例第28号　平成11年10月1日条例第19号
平成14年6月21日条例第23号（題名改正）　平成18年12月27日条例第51号
平成23年12月21日条例第30号　平成30年6月27日条例第19号

（目的）

第1条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、那珂川市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第2条　審議会は、市長の諮問に応じ、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための新たな基本構想及び基本計画の策定について調査及び審議する。

（組織）

第3条　審議会は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、16人以内の委員をもって組織する。

(1)　学識経験者　4人

(2)　関係団体等を代表する者　8人

(3)　市民　4人

2　前項に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは委員の職を失うものとする。

3　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第4条　審議会に会長及び副会長を置き、委員のうちから委員の互選によってこれを定める。

2　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

（会議）

第5条　審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2　会議は、委員の過半数の出席がなければ成立しない。

3　議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長がこれを決する。

（説明の要求）

第6条　会長が必要と認めるときは、会議に課長等の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

（庶務）

第7条　審議会の庶務は、経営企画課において処理する。

附　則
この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和48年6月3日条例第11号）
この条例は、公布の日から施行し、昭和48年6月1日から適用する。

附　則（昭和59年3月19日条例第12号）
この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成3年5月15日条例第28号）
この条例は、平成3年6月1日から施行する。

附　則（平成11年10月1日条例第19号）
この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成14年6月21日条例第23号）
この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成18年12月27日条例第51号）
この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附　則（平成23年12月21日条例第30号）
この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附　則（平成30年6月27日条例第19号）
この条例は、平成30年10月1日から施行する。

■那珂川市総合計画審議会　諮問／答申

●諮問（基本構想）

31 那経第 1812 号
令和元年 11 月 21 日

那珂川市総合計画審議会
会長　包清　博之　　様

那珂川市長　武末　茂喜

那珂川市総合計画について（諮問）

那珂川市総合計画の策定にあたり、那珂川市総合計画審議会設置条例（平成 30 年 6 月 27 日条例第 19 号）第 2 条基づき、下記のとおり諮問します。

記

1．那珂川市総合計画基本構想

●答申（基本構想）

令和 2 年 6 月 30 日

那珂川市長 武末 茂喜 様

那珂川市総合計画審議会
会長　包清 博之

那珂川市総合計画基本構想について（答申）

令和元年 11 月 21 日付、31 那経第 1812 号で諮問を受けました那珂川市総合計画基本構想について、那珂川市総合計画審議会設置条例第 2 条の規定に基づき、慎重に審議を重ねた結果、下記の付帯意見を添え、別添のとおり答申します。

記

【 付 帯 意 見 】
施策大綱1「支え合い、安心に暮らせるまちづくり」
新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症に対し、国及び県の動向を注視し、市の実情に応じた対策の検討、市民への迅速で適切な情報提供や危機管理体制の確立を図る取り組みを期待する。

●諮問（基本計画）

2 那経第 1526 号
令和 2 年 11 月 5 日

那珂川市総合計画審議会
会長　包清　博之　　様

那珂川市長　武末　茂喜

那珂川市総合計画について（諮問）

那珂川市総合計画の策定にあたり、那珂川市総合計画審議会設置条例（平成 30 年 6 月 27 日条例第 19 号）第 2 条基づき、下記のとおり諮問します。

記

1．那珂川市総合計画 基本計画

●答申（基本計画）

令和 3 年 3 月 1 日

那珂川市長 武末 茂喜 様

那珂川市総合計画審議会
会長　包清 博之

那珂川市総合計画について（答申）

令和 2 年 11 月 5 日付、2 那経第 1526 号で諮問を受けました那珂川市総合計画基本計画について、那珂川市総合計画審議会設置条例第 2 条の規定に基づき、慎重に審議を重ねた結果、下記の付帯意見を添え、別添のとおり答申します。

記

【付帯意見】
施策 4-1-1「森林環境の保全」❶森林の公益的機能の保全
森林環境の保全については、市全体の 7 割を占める森林の環境保全に対する役割を踏まえ、森林の環境保全のみに留まらず、森林保全が博多湾までの海を守るという意識づけを強化することと併せ、土砂災害防止機能などの防災の観点も含めた多面的な水源涵養機能に関する取り組みを期待する。

4 市民参画

【市民参画】市民意識調査／小中学生アンケート調査（概要）

●市民意識調査

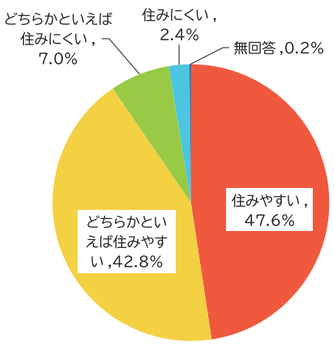
本計画の策定過程に市民の意向を反映させるため、市民生活やまちづくりの様々な課題に対して市民がどのように感じ考えているのか、把握する目的で実施しました。

■調査対象：市内在住の18歳以上の男女から2，000名を無作為抽出　■回収数：593件（うち有効回答数586件）

【主な回答結果】

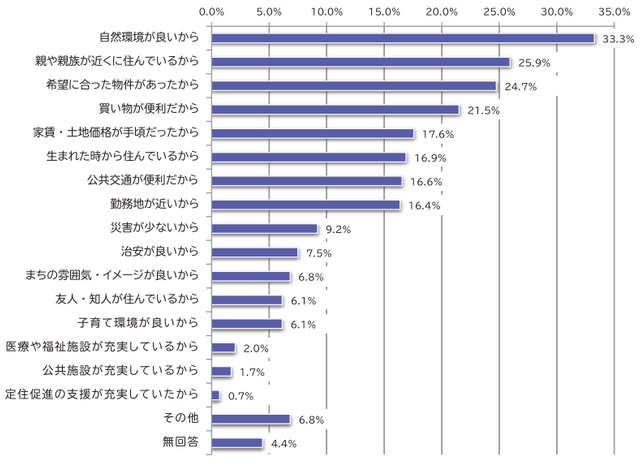
■那珂川市は、住みやすいと思いますか。

那珂川市に住みやすいと思う回答者は約90％となっています。



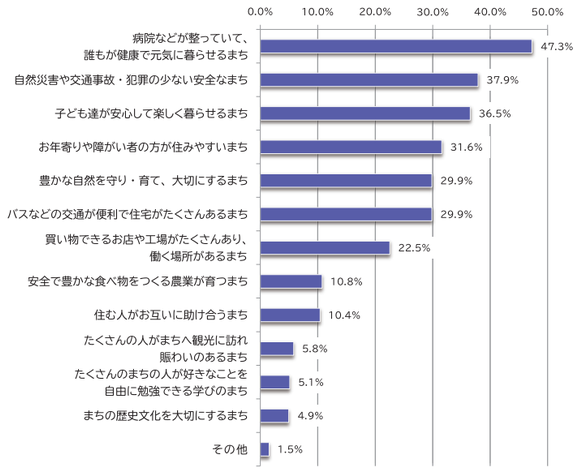
■那珂川市に住んでいる理由は何ですか（複数回答）。

「自然環境が良いから」が最も多く、次いで「親や親族が近くに住んでいるから」「希望に合った物件があったから」となっています。



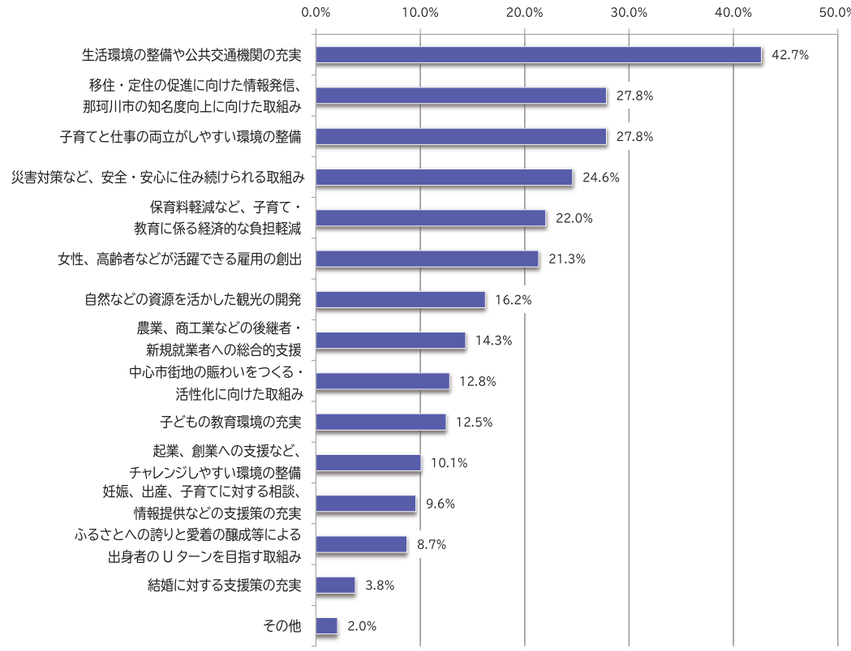
■那珂川市の今後の10年間のまちづくりを進めるにあたり、どのような将来像を目指すべきと思いますか（複数回答）。

目指す将来像としては、「病院などが整っていて、誰もが健康で元気に暮らせるまち」が最も多く、次いで「自然災害や交通事故・犯罪の少ない安全なまち」「子どもたちが安心して楽しく暮らせるまち」となっています。



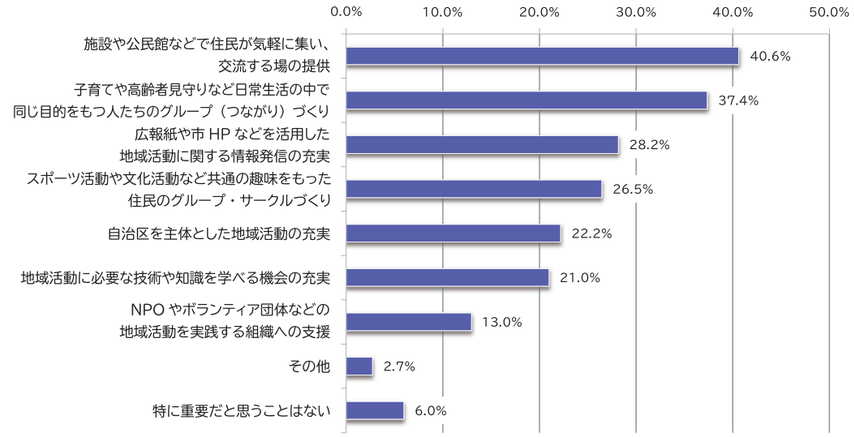
■那珂川市が将来にわたって安定した人口を維持していくためには、どのような政策に力を入れるべきだと思いますか（複数回答）。

次いで「那珂川市の知名度向上に向けた取組み」「子育てと仕事が両立しやすい環境の整備」となっています。



■今後、地域の活動を活発にしていくためには、どのような活動が重要だと考えますか（複数回答）。

今後、地域の活動を活発にしていくために重要な活動は「施設や公民館などで住民が気軽に集い、交流する場の提供」「子育てや高齢者見守りなど日常生活の中で同じ目的をもつ人たちのグループ（つながり）づくり」が上位となっています。



■【市民参画】市民意識調査／小中学生アンケート調査（概要）

●小中学生アンケート調査

10年後に成人を迎える小中学生のまちでの暮らしや将来のまちへの想いを、把握する目的で実施しました。

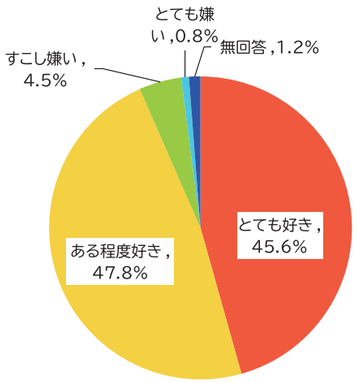
■調査対象：市内中学生の全生徒及び小学校5・6年の児童

■回収数：2546件

【主な回答結果】

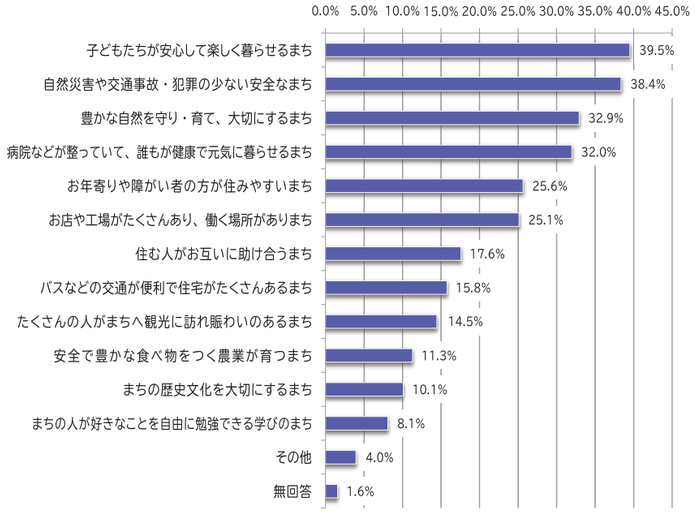
■那珂川市にどのくらい愛着を感じますか。

那珂川市に「好き（とても好き、ある程度好き）」と答えた回答者は約93%となっています。



■あなたが大人になった時、那珂川市がどのようなまちになっていたらよいと思いますか。（複数回答）。

大人になった時、那珂川市が「子どもたちが安心して楽しく暮らせるまち」「自然災害や交通事故・犯罪の少ない安全なまち」「豊かな自然を守り・育て、大切にするまち」になっていたらよいという回答が高くなっています。



■【市民参画】団体アンケート調査（概要）

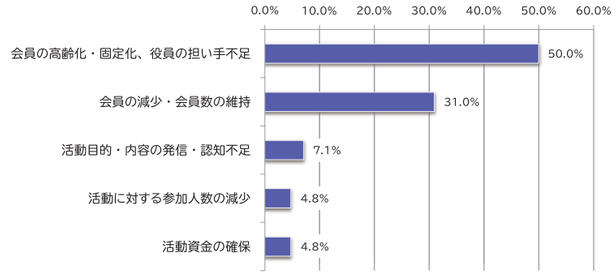
本計画の策定にあたり、まちの現状や将来のまちづくりについて、各種団体のこれからのまちづくりにおける個々の活動の方向及び課題、これからのまちづくりについて意見を聴取し、計画策定の参考とするため実施しました。

■調査対象：市内の各分野（福祉・教育・安全・環境・産業・コミュニティなど）で活動する団体（42団体）

【主な回答結果】

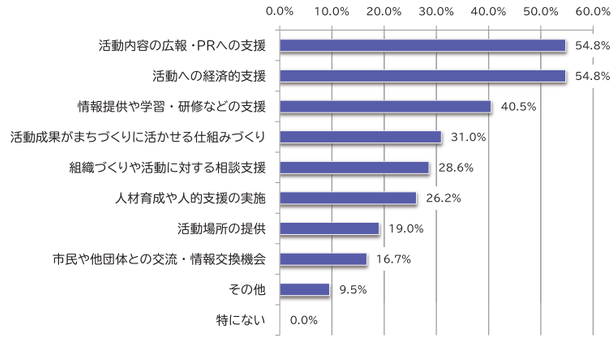
■現在の団体活動を行う上での課題（記述）

現在の団体活動を行ううえでの課題は、高齢化による役員の成り手がいない、高齢化による退会者の増加など「会員の高齢化・固定化」が最も多くなっています。



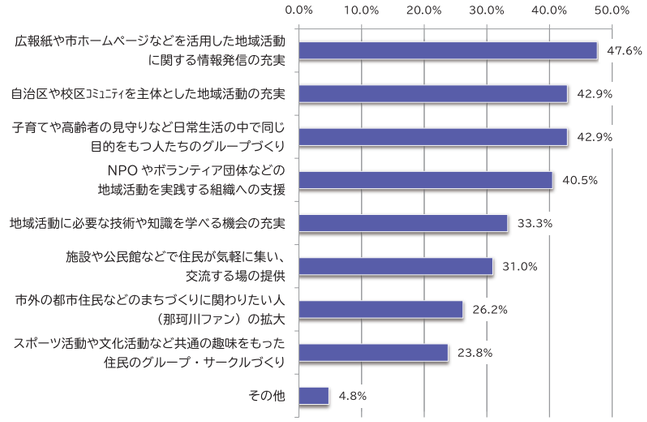
■団体の活動を進めるにあたって、行政に求める支援

「活動内容の広報・PRへの支援」「活動への経済的支援」が半数以上で上位となっています。



■今後、地域の活動を活発にしていくためには、どのようなかたちでの活動が重要か

今後の地域活動の活発にしていくために重要なことは「広報紙や市ホームページなどを活用した地域活動に関する情報発信の充実」が約半数と最も多くなっています。



■【市民参画】住民シンポジウム（トーキングなかがわ）（概要）

本計画の策定にあたり、これからのまちの目指す将来像をゲストスピーカーの話を聞きながら、市民の想い、意見を集める機会として実施しました。

■トーキングなかがわ2019

開催日時　10月8日（火）19:00～21:00
会　　場　ミリカローデン那珂川　多目的ホール
プログラム
1）開催あいさつ
2）事業説明（那珂川市総合計画の概要説明）
3）第1部：トーキングなかがわ・スペシャルトーク
「地域の未来を編集する」指出一正 氏（月刊ソトコト編集長）
4）第2部：トークセッション
「那珂川市の魅力を活かすには」
指出一正 氏 × 木藤亮太 氏（那珂川市 まち活 UP コーディネーター）
5）第3部：「将来像を考える」ワールドカフェ
住民参加者による将来のまちづくりのキーフレーズを考える





■トーキングなかがわ2020（オンラインシンポジウム）

開催日時　11月20日（金）（ライブ配信 19:00～20:30）
※当日配信映像は YouTube の那珂川市公式チャンネルにて録画配信
会　　場　四季彩館
プログラム
1）第1部：新しい那珂川市総合計画について
市担当者による新しい総合計画の方向についての紹介
2）第2部：クロストーク
「新たな将来像にむけた那珂川市の未来図」
指出一正 氏（月刊ソトコト編集長）× 木藤亮太 氏（那珂川市 まち活 UP コーディネーター）
総合計画の5つの施策大綱（くらし安心・子育て教育・住みやすさ・自然・活力）をテーマに、各分野で活躍している市民（団体）をゲストにまちづくりの取組を紹介しながら、これからのまちづくりに向けて指出氏から助言、アドバイスを頂きました。







■語句解説集

■数字・アルファベット	
3R	Reduce（リデュース：ゴミとなるものを減らす）、Reuse（リユース：資源を繰り返し使う）、Recycle（リサイクル：資源を再利用する）の3つの総称。
AI	Artificial Intelligence の略称。人工知能の総称。
DV	Domestic Violence の略称。配偶者やパートナーなど親密な関係にある男女間における暴力。
IoT	Internet of Things の略称。様々なモノがインターネットに接続され、情報交換することにより、相互に制御する仕組みのこと。
PDCAサイクル	「Plan=計画」「Do=実行」「Check=評価」「Action=改善」の4つの段階を循環的に繰り返し行うことで、業務を継続的に改善する方法。
RPA	Robot Process Automationの略称。通常、人間の行ってきた作業をロボット技術を活用し作業を自動化すること。
SDGs	Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。2015 年の国連サミットにおいて採択されたもので、貧困や飢餓、さらには気候変動や平和など広範な分野にわたって17の目標が設定されている。
SNS	Social Networking Service の略。インターネット上で共通の趣味を持つ人達との交流を目的としたサービスの総称。
Society5.0 ［ソサエティ 5.0 ］	Society1.0（狩猟社会）、2.0（農耕社会）、3.0（工業社会）、4.0（情報社会）に続く新たな社会。AI、IoTなどの新たな技術により、これまでの社会の課題を解決する未来社会。
■ア行	
イノベーション	新製品や新技術開発などの技術革新。
■カ行	
海洋プラスチック問題	プラスチックごみが海洋汚染や生態系に影響を及ぼす問題。
関係人口	移住した「定住人口」でもなく、観光にきた「交流人口」でもない、地域と地域の人々と多様に関わる人々のこと。
キャラバンメイト	認知症サポーター養成講座の講師役として、地域や関係機関と連携し認知症対策を支援する人。
キャリア教育	子どもたちが職業人としての自分の進路を自分で決めていく力を養うための教育。
グループウェア	企業などの組織内のコンピュータネットワークを活用した情報共有のためのシステム。
グローバル化	政治・経済、文化など、様々な側面において、従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われること。
コーディネーション	相談・協議。
国土強靭化	「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた取組。
コンサルテーション	（専門家による）相談、協議
コンパクト＋ネットワーク	国の新たな国土づくりの構想として、人口減少社会において、持続可能な都市機能を維持・確保していくために、都市機能や居住するエリアを集約し、公共交通機関などでつなぐ「コンパクト×ネットワーク」の形成を目指す都市。
■サ行	
ジェネリック医薬品	製薬会社が開発した医薬品の特許が切れた後に、別のメーカーが同じ有効成分でつくる後発医薬品。開発経費のない分、価格は安く設定される。
自然動態	人口動態の要因のうち、出生数と死亡数の差による変化の状況をいう。
社会動態	人口動態の要因のうち、一定地域に流入してくる人口と流出していく人口の差による変化の状況をいう。
食品ロス	本来食べられるのに捨てられてしまう食品をさす。飲食店や小売店などで廃棄される事業系と家庭における食料廃棄の家庭系に分けられる。

水源の涵養	森林において樹木、落ち葉、土壌などが降水を効果的に保持し、長期にわたり貯留・流下させることにより水源の枯渇を防ぐとともに河川流量を平準化すること。
スクールカウンセラー	学校に配置され、児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う専門家。
スクール・ソーシャル・ワーカー	学校を拠点に、不登校や家庭内暴力など子どもが抱える問題に対し、主に福祉的な視点から解決を図る専門家。
ストックマネジメント	既存の建築物（ストック）を有効に活用し、長寿命化を図る体系的な管理手法。
セーフティネット	安全網。ライフセーフティネットワークのことで、何らかの生活課題を抱えた人が、さらに困難な状況に陥らないように、安全網として生活を支える制度や仕組みのこと。
生物多様性	動物や植物など様々な生物がお互いにつながり生態系が保たれていること。
セクシャルマイノリティ	同性愛者や性同一性障害などに性的少数者のこと
■タ行	
ダイバーシティ	多様性。計画では、性別や人種、年齢などの多様さを活かすこと。
脱炭素社会	温室効果ガスの排出しない社会で、環境負荷の少ない社会活動の目指す目標。
タブレット	画面を直接触って操作する、携帯できる情報端末。
多文化共生	文化や民族などの異なる人々が、それぞれの文化や価値観の違いを認め、同じ地域社会の一員として、ともに生きていこうとする考え方。
地域包括ケアシステム	地域の実情に応じて高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制。
デジタル・ガバメント	電子自治体
■ハ行	
働き方改革	一億総活躍社会実現に向けた、労働環境を大きく見直す取組のことを指し、働く人びとが、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で「選択」できるようにするための改革。
パンデミック	世界的な大流行
ブランディング	商品やサービスの価値や魅力を高めること。本計画では市街地や地域の価値を高める意味。
フレイル予防	年をとることで心と体の働きが弱くなってきた状態で、健康な状態と日常生活でサポートが必要な介護状態の中間をフレイル（虚弱）と呼び、健康長寿に向けて予防すること。
■マ行	
マッチング	異なったものを組み合わせること。照合すること。
■ラ行	
レジリエンス	厳しい環境に直面しても回復できる強靭性、柔軟性。
■ワ行	
ワーク・ライフ・バランス	「仕事」と育児や介護、趣味や地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方。

那珂川市総合計画

令和3年3月発行

編集　那珂川市　総務部　経営企画課

〒811－1292 福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号

TEL 092－953－2211　FAX 092－953－0688

市HP https://www.city.nakagawa.lg.jp/



那珂川市